

有価証券報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社マネーパートナーズグループ

(E03747)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【業務の状況】	14
3 【対処すべき課題】	16
4 【事業等のリスク】	18
5 【経営上の重要な契約等】	23
6 【研究開発活動】	23
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
第3 【設備の状況】	26
1 【設備投資等の概要】	26
2 【主要な設備の状況】	26
3 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
(1) 【株式の総数等】	27
① 【株式の総数】	27
② 【発行済株式】	27
(2) 【新株予約権等の状況】	28
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	36
(4) 【ライツプランの内容】	36
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	36
(6) 【所有者別状況】	36
(7) 【大株主の状況】	37
(8) 【議決権の状況】	38
① 【発行済株式】	38
② 【自己株式等】	38
(9) 【ストック・オプション制度の内容】	39

2	【自己株式の取得等の状況】	42
	【株式の種類等】	42
	(1) 【株主総会決議による取得の状況】	42
	(2) 【取締役会決議による取得の状況】	42
	(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	42
	(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	42
3	【配当政策】	43
4	【株価の推移】	43
	(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	43
	(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	43
5	【役員の状況】	44
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
	(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	49
	(2) 【監査報酬の内容等】	56
	① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	56
	② 【その他重要な報酬の内容】	56
	③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】	56
	④ 【監査報酬の決定方針】	56
第5	【経理の状況】	57
1	【連結財務諸表等】	58
	(1) 【連結財務諸表】	58
	① 【連結貸借対照表】	58
	② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	60
	【連結損益計算書】	60
	【連結包括利益計算書】	62
	③ 【連結株主資本等変動計算書】	63
	④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	65
	【注記事項】	67
	【セグメント情報】	86
	【関連情報】	86
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	86
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	86
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	86
	【関連当事者情報】	87
	⑤ 【連結附属明細表】	89
	【社債明細表】	89
	【借入金等明細表】	89
	【資産除去債務明細表】	89
	(2) 【その他】	89

2	【財務諸表等】	90
(1)	【財務諸表】	90
①	【貸借対照表】	90
②	【損益計算書】	91
③	【株主資本等変動計算書】	92
	【注記事項】	94
④	【附属明細表】	97
	【有形固定資産等明細表】	97
	【引当金明細表】	97
(2)	【主な資産及び負債の内容】	97
(3)	【その他】	97
第6	【提出会社の株式事務の概要】	98
第7	【提出会社の参考情報】	99
1	【提出会社の親会社等の情報】	99
2	【その他の参考情報】	99
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	100
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月16日
【事業年度】	第10期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社マネーパートナーズグループ
【英訳名】	MONEY PARTNERS GROUP CO. , LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 泰全
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 4540-3900 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 4540-3804
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益	(百万円)	9,738	8,981	7,671	5,885	5,257
経常利益	(百万円)	1,744	990	527	312	1,115
当期純利益	(百万円)	1,147	515	337	95	663
包括利益	(百万円)	—	514	337	103	663
純資産額	(百万円)	9,440	9,489	9,701	9,733	10,291
総資産額	(百万円)	38,550	44,462	51,906	54,944	61,858
1株当たり純資産額	(円)	30,197.46	31,253.65	32,173.72	322.69	340.31
1株当たり当期純利益金額	(円)	3,662.28	1,676.56	1,121.12	3.18	21.99
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	3,586.63	1,672.32	1,120.36	3.17	21.93
自己資本比率	(%)	24.4	21.2	18.7	17.7	16.6
自己資本利益率	(%)	12.2	5.5	3.5	1.0	6.6
株価収益率	(倍)	8.0	11.0	15.4	78.7	11.0
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	(百万円)	△731	1,159	1,010	△774	846
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	(百万円)	△671	△349	△381	△27	△16
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	(百万円)	△1,442	△479	△61	△164	321
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	4,164	4,495	5,063	4,096	5,248
従業員数	(人)	95	104	118	107	101

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益	(百万円)	1,546	769	528	550	630
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	917	191	△19	43	161
当期純利益	(百万円)	895	211	71	31	153
資本金	(百万円)	1,786	1,786	1,786	1,786	1,793
発行済株式総数	(株)	321,480	321,480	321,480	321,480	32,223,000
純資産額	(百万円)	4,362	4,107	4,052	4,020	4,068
総資産額	(百万円)	4,445	4,191	4,215	4,117	4,411
1株当たり純資産額	(円)	13,861.58	13,400.87	13,435.91	133.19	134.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	1,150 (700)	550 (450)	350 (100)	100 (0)	7 (3)
1株当たり当期純利益金額	(円)	2,856.70	688.62	236.09	1.05	5.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	2,797.69	686.88	235.93	1.05	5.07
自己資本比率	(%)	96.9	96.4	96.1	97.5	92.1
自己資本利益率	(%)	20.1	5.1	1.8	0.8	3.8
株価収益率	(倍)	10.2	26.9	72.9	237.2	47.5
配当性向	(%)	40.3	79.9	148.2	94.9	137.5
従業員数	(人)	17	19	17	17	14

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 第10期の1株当たり配当額は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったため、中間配当額は株式分割を考慮した3円(分割を考慮しない実際の配当額は300円)として、期末配当額4円と合わせて7円と記載しております。なお、分割を考慮しない場合の年間配当額は700円(中間配当額300円、期末配当額400円)となります。また、配当性向は、期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2【沿革】

年月	事項
平成17年6月	平成17年6月10日に一般投資家向けにインターネット等を通じた外国為替証拠金取引サービスを提供することを目的として、北辰商品株式会社からの新設分割により東京都港区西麻布に株式会社マネーパートナーズ（資本金100百万円）を設立し、外国為替取引事業を開始
平成17年11月	本社所在地を東京都港区六本木へ移転
平成18年9月	システム開発力の強化を目的として、株式会社マネーパートナーズソリューションズを100%子会社として設立
平成19年6月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場（現 大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式上場
平成20年4月	株式会社日本格付研究所（JCR）より、短期優先債務を格付対象とした格付け「J-3」を取得
平成20年5月	マネーパートナーズ分割準備株式会社（現 株式会社マネーパートナーズ）を設立
平成20年6月	外国為替取引システムホワイトラベル（注）提供を開始
平成20年10月	吸収分割の方法により外国為替証拠金取引事業等全ての事業をマネーパートナーズ分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制へ移行 株式会社マネーパートナーズグループに商号変更
平成21年7月	当社の100%子会社である株式会社マネーパートナーズが、大阪証券取引所により開設された取引所外国為替取引市場（愛称：大証FX）においてマーケットメイカーとしての業務を開始
平成24年5月	株式会社東京証券取引所 市場第二部に株式上場
平成24年9月	株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）を上場廃止
平成25年5月	株式会社東京証券取引所 市場第一部銘柄に指定

（注）ホワイトラベルとは、ASP（「Application Service Provider」の略）サービスやシステムの提供等により、相手先ブランドによるエンドユーザーへのサービス提供を可能とするサービスパッケージのことであります。

3【事業の内容】

(1) 当社グループの概要

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成されており、主としてインターネットを通じた外国為替証拠金取引に係る事業を行っております。

株式会社マネーパートナーズは、一般顧客向けに外国為替証拠金取引事業を営むとともに、金融商品取引業者向けに提携金融機関として外国為替取引の提供等を行っております。また、株式会社マネーパートナーズソリューションズは、株式会社マネーパートナーズ及び金融商品取引業者向けシステムの設計、開発、販売、保守及び運用を主たる業務としております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

(2) 外国為替証拠金取引について

① 外国為替証拠金取引の特徴

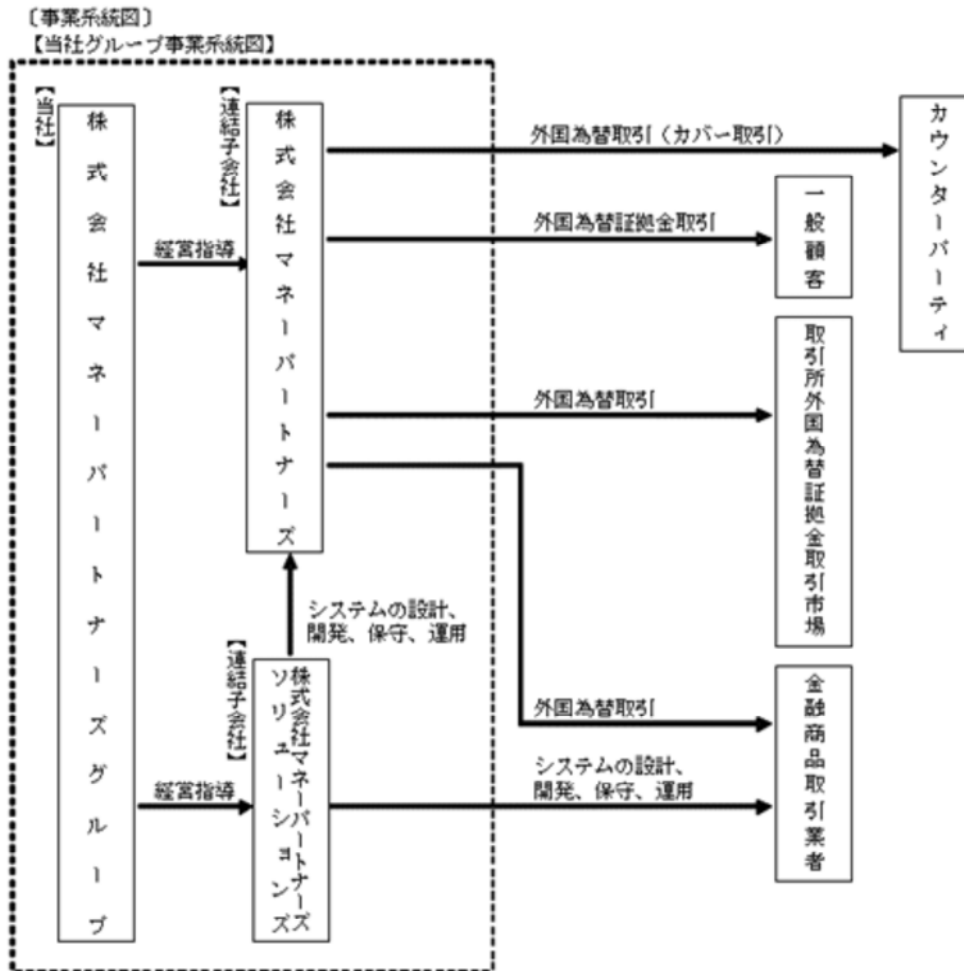
当社グループが行っている外国為替証拠金取引は、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替取引の商慣習である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、反対売買等の決済取引を行わない場合には、繰り延べする（以下、「ロールオーバー」という。）ことで、決済するまで建玉の継続を可能にした取引であり、主たる商品名称をパートナーズFXとしてサービス展開しております。

当社グループの顧客は、一般投資家、事業法人であり、リアルタイムな為替レートの配信及び注文の受付を行い、週末のニューヨーク外国為替市場の終了時から翌週東京外国為替市場の開始時までを除く24時間取引可能な環境を提供しております。

平成22年8月には、顧客保護の観点から「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成21年8月3日内閣府令第43号）」（以下、「証拠金規制」という。）が施行され、想定元本に対し一定金額以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことが禁止されました。そのため、当社グループでは、一般投資家向けとして、証拠金規制の対象となった個人投資家向けには「スタンダードコース」によるサービス提供を、同規制対象外の法人向けには「法人コース」によるサービス提供を行っております。

② 外国為替証拠金取引の仕組み

当社グループが行う外国為替証拠金取引は、全て顧客との相対取引であり、顧客との取引により生じる当社グループの外国為替ポジションについては、取引所外国為替証拠金取引市場におけるマーケットメイカーとしての市場取引によって生じる外国為替ポジションと合わせて、随時、提携金融機関（以下、「カウンターパーティ」という。）との間でヘッジ取引（以下、「カバー取引」という。）を行うか店内マリー（「(3) 収益構造」ご参照）を行うことにより、当社グループの自己ポジションの為替変動リスクを回避しております。また、当社グループでは、ニューヨーク外国為替市場終了時点において、こうした顧客との取引により生じる自己ポジションを完全にカバーすることで、市場リスクを回避する運用を行っております。



パートナーズFXは、1万通貨単位を最低取引単位とし、建玉必要証拠金は、通貨ペア毎に必要な額を定めており、一部の通貨ペアを除き変動制となっております（図表1ご参照）。スタンダードコースでは、最小で総約定代金の25分の1の資金で取引を開始することができ、取引に必要な最低証拠金の額は4,000円となっております（法人コースでは、最小で総約定代金の200分の1の資金で取引を開始することができ、最低証拠金額は1,000円となります。）。例えばスタンダードコースでは、米ドル/円の相場が1ドル=100円のときに、42,000円の証拠金を担保として1万ドルの米ドルを売買することが可能となります（図表2ご参照）。この場合、1万ドルの円貨は100万円であることから、42,000円の証拠金に対し、約24倍の取引が行われていることとなります。

こうした証拠金に対する取引金額の倍率をレバレッジと呼び、この原理により、顧客は元本以上の金額の外国為替取引を行うことができ、高い投資収益が期待できる半面、相場が不利に動いた場合には投資損失を蒙る可能性があります。なお、当社グループが顧客から預託を受ける証拠金は、日本円及び当社グループが定める通貨の現金（平成26年3月31日現在、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル、カナダドル、英ポンド、スイスフラン、香港ドル、シンガポールドル）のみとなっております。

(図表 1) 建玉必要証拠金金額

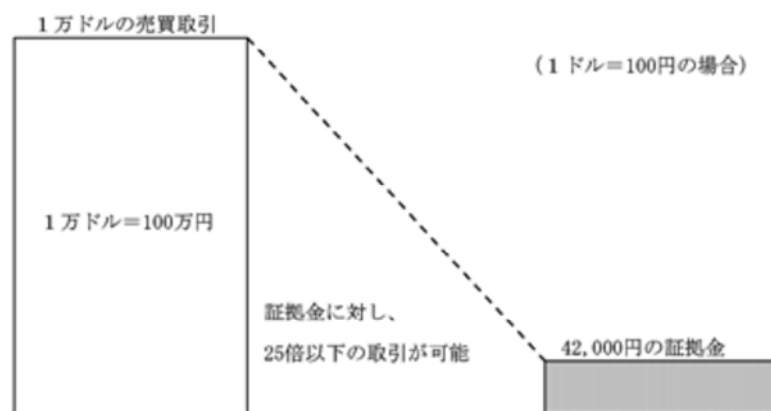
各通貨ペアの建玉必要証拠金の金額については、各通貨ペアの前営業日の終値をもとに決定しております（スタンダードコースの場合）。

(平成26年 3月31日現在)

各通貨ペアの前営業日終値	1万通貨当たりの建玉必要証拠金金額
120円以上	下記と同様、5円ごとに 建玉必要証拠金金額が2,000円ずつ加算されます。
115円以上120円未満	48,000円
110円以上115円未満	46,000円
105円以上110円未満	44,000円
100円以上105円未満	42,000円
95円以上100円未満	40,000円
90円以上95円未満	38,000円
85円以上90円未満	36,000円
85円未満	上記と同様、5円ごとに建玉必要証拠金金額が2,000円ずつ減算されます。
10円以上15円未満	6,000円
5円以上10円未満	4,000円

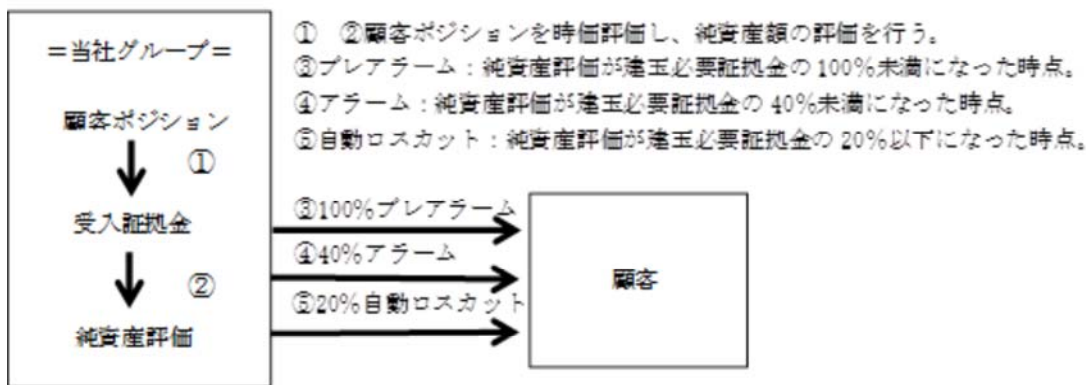
- (注) 1. 証拠金の預託先は株式会社マネーパートナーズとなります。
 2. 証拠金の預託方法は、当社グループが指定する金融機関の口座への振込となります。
 3. 上記はスタンダードコースのものであり、法人コースの場合の建玉必要証拠金は別途定めております。

(図表 2) 取引の仕組み (スタンダードコース、米ドル/円取引の場合)



パートナーズFXは、顧客と当社グループとの間の相対取引であり、取引が成立した場合に当該顧客の受入証拠金より建玉必要証拠金額を振替充当し、成立したポジションにつき一定の間隔で時価評価を行います。また、パートナーズFXでは（以下スタンダードコースについての説明となります。）、受入証拠金に評価損益等を加減した金額を対象顧客の純資産額と定義し、一定の間隔で行われる時価評価により顧客の純資産額評価を行った結果、純資産額が建玉必要証拠金の20%以下になった時点で、自動的に顧客の未決済建玉全てを成行注文により決済する自動ロスカット制度を採用しております。また、当社グループでは、純資産額が建玉必要証拠金の100%未満になった時点でプレアラームを、40%未満になった時点でアラームをEメールにて通知し、インターネットの取引画面上に表示いたします（図表3ご参照）。この自動ロスカット制度は、顧客の損失を限定する顧客保護のための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット水準から大きく乖離する可能性があります。

(図表3) 外国為替証拠金取引に係る顧客ポジション管理



(注) 純資産額の計算式

$$\text{純資産額} = \text{受入証拠金} \pm \text{評価損益} \pm \text{未決済スワップポイント} - \text{未払手数料}$$

また、スタンダードコースにおいては、従来の自動ロスカット制度のほかに追加証拠金制度を採用しており、毎営業日の最終の純資産額が最終の建玉必要証拠金を下回った場合、その差額が追加証拠金として認識されません。追加証拠金は、翌営業日の18時までに入金等の方法により解消する必要があり、解消されない場合は顧客の未決済建玉全てを成行注文により決済します。

③ スタンダードコースと法人コース

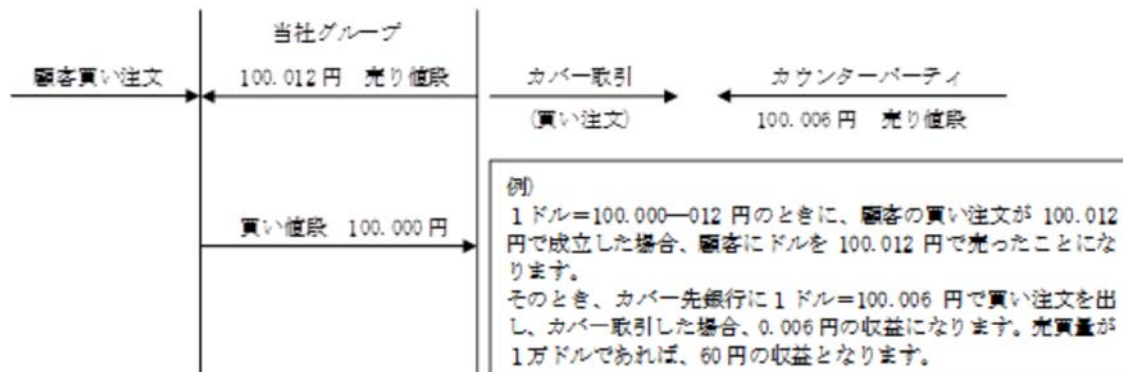
当社グループでは、平成22年8月に証拠金規制が施行されたことに伴い、個人投資家向けの「スタンダードコース」と法人向けの「法人コース」の2つのコースを用意しております。「法人コース」は証拠金規制の対象外となるため、最大200倍のレバレッジで取引が可能となっておりますが、場合によっては、小さい値動きでも短期間のうちに大きな損失を蒙る可能性もあり、リスクが極めて高くなるという側面を併せ持っております。そのため、自動ロスカット水準やプレアラーム及びアラームによる通知水準をスタンダードコースに比べ厳しく設定しております。

	スタンダードコース	法人コース
取引通貨ペア数	13通貨ペア	13通貨ペア
手数料	無料（インターネット取引）	無料（インターネット取引）
レバレッジ	最大25倍	最大200倍
プレアラーム	100%	180%
アラーム	40%	140%
自動ロスカット	20%	100%
追加証拠金制度	あり	なし

(3) 収益構造

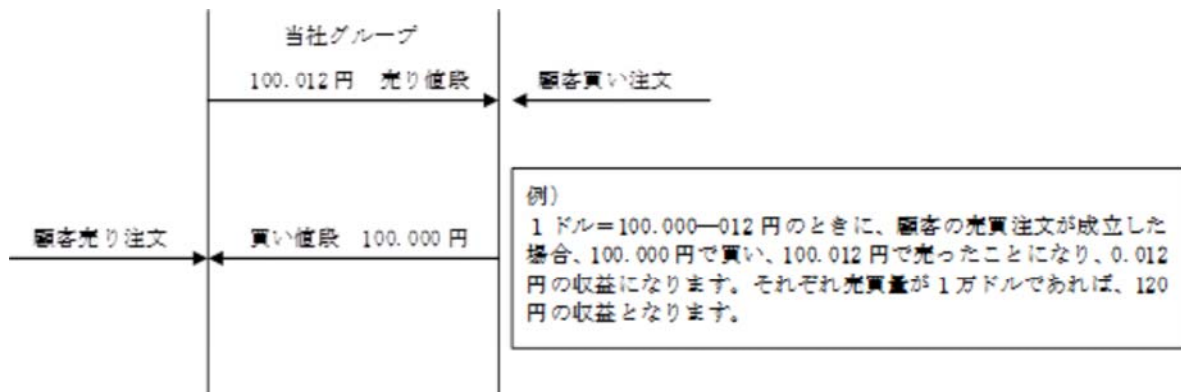
- ① カバー取引による売買収益（（連結）損益計算書上、「トレーディング損益（外国為替取引損益）」に計上しております。）

当社グループは、顧客との取引により生じる当社グループの外国為替ポジションについては随時、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うことにより、当社グループの自己ポジションの為替変動リスク及びスワップポイントの受け払い負担リスクを回避しております。外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、顧客に提示するレートに対し、インターネット等の手段により顧客が売買注文を実行し、その注文が成立した時点で、当社グループには、顧客の成立した買い又は売りのポジションと反対のポジションが生じ、相場変動リスク（市場リスク）が発生いたします。当社グループは、カウンターパーティへの売買注文を通じて顧客注文成立により生じたポジションと反対のポジションをカウンターパーティに保有することにより、この市場リスクを回避します。また、このとき発生する値段の差額がカバー取引による売買収益となります。



- ② 店内マリーによる売買収益（（連結）損益計算書上、「トレーディング損益（外国為替取引損益）」に計上しております。）

当社グループでは、顧客に対しインターネットの取引画面に、通貨ペア毎の売り値段、買い値段のリアルタイム表示を常時行うことにより売買注文に応じております。その際に顧客からの多数の売り注文と多数の買い注文が瞬時に成立した場合、スプレッドと呼ばれる売値、買値の差額が当社グループの売買収益となります。

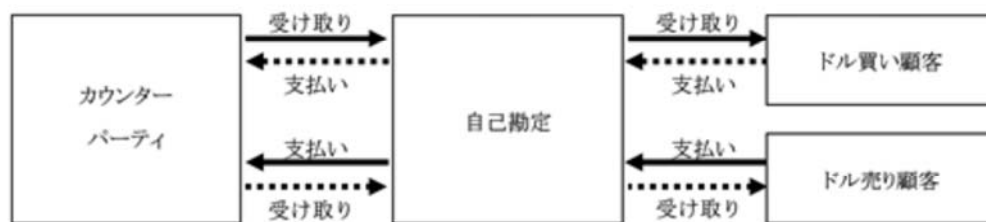


- ③ スワップポイント収益（（連結）損益計算書上、「トレーディング損益（外国為替取引損益）」に計上しております。）

パートナーズFXは、日々ポジションを繰り越す場合に、異なる通貨間で金利差が発生することから、この金利差の受け払いが当事者間で行われます。当社グループでは、これをスワップポイントと呼んでおり、高金利通貨を買っている場合には毎日金利差額を受け取ることができますが、高金利通貨を売っている場合には毎日金利差額を支払うこととなります（図表4ご参照）。

当社グループでは、各国の金利情勢により変動するスワップポイントを通貨間の金利差やポジションの繰り越し日数をもとに計算し、その実績をホームページ及び取引画面内で公開しております。また、当社グループでは、毎営業日に自社勘定と顧客毎の証拠金勘定とによってスワップポイントの受け払いの管理をしておりますが、スワップポイントの受渡しは、ポジションの決済時点でのみ行われます。ただし、未決済のポジションに発生しているスワップポイントは、純資産の計算に組み込まれます。

(図表4) スワップポイントの受け払い (米ドル/円取引の場合)



前述のとおり、当社グループは、顧客との取引により生じる外国為替ポジションについては随時、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うことにより、自己ポジションの為替変動リスク及びスワップポイントの受け払い負担リスクを回避しております(図表5ご参照)。スワップポイントに関しても、カウンターパーティから受け取る又はカウンターパーティへ支払うスワップポイントと顧客へ支払う又は顧客から受け取るスワップポイントとの差額を当社グループの収益としております。

当社グループは、こうしたカウンターパーティへのカバー取引を、コンピューターによる自動ヘッジシステムを利用する方法又はディーラーによるマニュアルによる方法で実施しております。そのため、万が一、自動ヘッジシステムがシステムダウン等の理由により機能不全に陥った場合でも、当社グループは24時間3交代によるカバーディーリング体制を整備しているため、マニュアルでカバー取引が可能となります。

(図表5) 顧客からの注文フロー



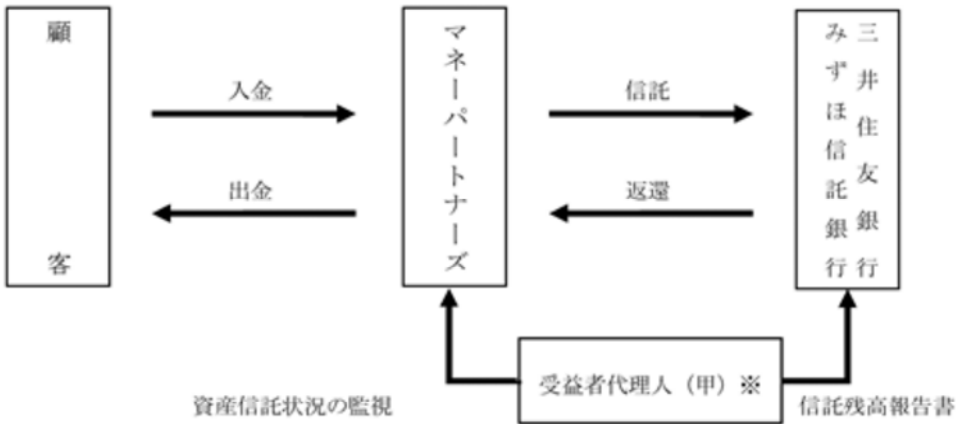
したがって、当社グループは、顧客との相対取引によって生じる自己ポジション相当を、為替相場の急変等の要因によりカウンターパーティに対して速やかにカバー取引が行えない場合又はカバー取引の対象となるカウンターパーティが倒産等により決済不能となった場合には、当社グループ自身に為替相場の変動リスク及びスワップポイントの受け払い負担リスクが発生することになります。

以上の仕組みにより、当社グループは一般顧客との間で行った取引の約定値段と当社グループがカウンターパーティとの間で行ったカバー取引の約定値段との差額による売買収益、店内マリーによる売買収益、スワップポイントの受け払いによる差額を収益源としており、これらを主な営業収益として計上しております。

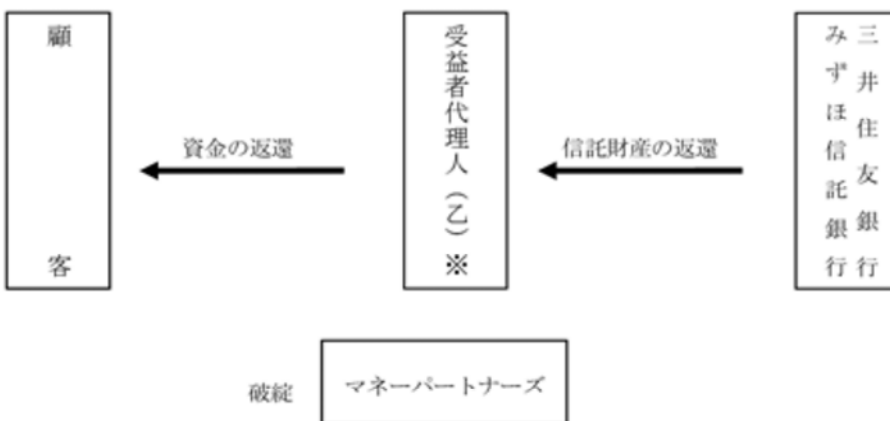
(4) 外国為替証拠金取引の顧客資産の区分管理について

外国為替証拠金取引は、金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、顧客からの預託金について、金銭信託による区分管理が義務付けられています。顧客資産の管理を行っている株式会社マネーパートナーズは、株式会社三井住友銀行並びにみずほ信託銀行株式会社を受託者として顧客区分管理信託契約を締結し、受益者を顧客として設定した金銭信託による区分管理を行っております。金銭信託による区分管理を行うことで、同社が万が一破綻した場合には、受益者代理人は受託者から信託財産の返還を受け、顧客に帰属すべき資産を返還する仕組みになっております。

<通常時>



<株式会社マネーパートナーズ破綻時>



※受益者代理人 (甲) として内部管理者を、受益者代理人 (乙) として社外の弁護士を選定しております。受益者代理人 (甲) は通常時に日々の保全金額の照合等、資産の信託状況の監督を行います。受益者代理人 (乙) は株式会社マネーパートナーズの破綻等の緊急時、受託者から信託財産の返還を受け、顧客に帰属すべき資産を返還します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合 (%)	関係内容
連結子会社 株式会社マネーパートナーズ (注) 1、2	東京都港区	3,100	1. 金融商品取引法に基づく外国為替証拠金取引、有価証券関連業務及びこれに付随する一切の業務 2. 外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理、その他これに付随する業務 3. 金融商品取引業及びこれに付随する業務 4. 商品先物取引業	100	役員の兼任 8 名 経営指導、資金の貸付、債務保証、設備の転貸借
連結子会社 株式会社マネーパートナーズ ソリューションズ	東京都港区	30	1. 外国為替証拠金取引をはじめとする金融商品取引に関するコンピュータシステムの設計、開発、販売、賃貸及び保守 2. 外国為替証拠金取引をはじめとする金融商品取引に関するマーケティング、企画、調査、研究及びコンサルティング	100	役員の兼任 4 名 経営指導

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 株式会社マネーパートナーズについては、営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えておりますが、連結営業収益に占める当該連結子会社の営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年 3月31日現在

	従業員数 (人)
連結会社合計	101
合計	101

(注) 1. 当社グループは単一事業セグメントであるため、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、期中平均人数が全体の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しています。

3. 前連結会計年度末比従業員数が6名減少しておりますのは、新規採用の抑制等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成26年 3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
14	42.1	5.2	6,327,074

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 従業員数は就業人員であり、前事業年度末比従業員数が3名減少しておりますのは、連結子会社等への異動によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、輸出環境の改善や経済政策、金融政策の効果などを背景に緩やかな回復基調で推移しました。企業部門においては、生産が緩やかに増加しており、企業収益も大企業を中心に改善しています。一方、家計部門においては、雇用情勢は改善しており、実質雇用者所得も底堅く推移し、更に期末付近では消費税率引上げに伴う駆け込み需要もあって個人消費は増加しています。先行きについては、当初は消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動が見込まれるものの、景気の回復基調が続くことが期待される一方、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

外国為替市場においては、米ドル/円相場は、期首は1ドル=94円台前半で取引が始まり、4月の日銀金融政策決定会合での追加緩和策の発表や米国量的金融緩和の縮小期待等を背景にドル高円安基調で相場が推移し、5月下旬には103円台後半の高値をつけました。ところが、5月23日の株式市場の急落をきっかけにリスク回避の動きが強まると、一転して円が買われ、6月中旬には93円台後半の安値をつけました。その後、量的金融緩和縮小の時期を巡る思惑が交錯する中、相場の方向感が不透明になったことから、高値を7月の101円台半ば、安値を8月の95円台後半とする持ち合い相場となりました。11月に入ると、堅調な米国各種経済指標を背景にドル高円安基調での相場推移となり、12月にはFOMCにおいて量的金融緩和の縮小が決定されると約5年ぶりの高値となる105円台前半をつけて年末を迎えました。ところが、アルゼンチンペソの急落に端を発する新興国不安が台頭するとリスク回避の円買い等により2月の月初に100円台後半をつけると、その後、日米株価の動向やウクライナ情勢を背景とするリスク回避の動きへの思惑等が交錯する中、102円を挟んでの狭いレンジでの相場推移となり、103円台前半で期末を迎えました。また、米ドル/円以外の主要な取扱い通貨である欧州・オセアニア通貨については、概ねユーロは円に対して強く、豪ドルは円に対して弱い動きとなったものの、米ドル/円も含めた相場全体の変動率は4月から6月にかけて高い水準を示した後、7月以降は概ね右肩下がりに低下して期末を迎えました。

このような状況の中、当社グループは、外国為替証拠金取引サービスにおいて、スマートフォンからの取引が急速に増加しつつあることに対応し、顧客利便性の向上のためスマートフォン対応取引ツールである「HyperSpeed Touch」の機能改善を実施いたしました。また、初心者、ライトユーザー向け商品である「パートナーズFX nano」について、パソコンからの取引ツール「クイック発注ボード」及びスマートフォン対応取引ツール

「HyperSpeed Touch nano」の新規提供や取引数量制限の緩和等大幅な商品性の改善を実施いたしました。更に、当社グループのユニークなサービスである「外貨両替・受取サービス」について、受取拠点として従来の成田国際空港、関西国際空港に加え、新たに羽田空港及び中部国際空港（セントレア）を追加するとともに、新たなサービスとして、マルチカレンシー（多通貨）機能を備えたプリペイドカードである「Manepa Card」（マネパカード）を国内FX専業業者としては初めてMasterCard®のカード発行ライセンスを取得した上で平成26年7月を目途に発行開始することを決定するなど、同業他社とのサービスの差別化を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の外国為替取引高は1兆6,168億通貨単位（前期比14.2%増）となりました。また、当連結会計年度末の顧客口座数は235,807口座（前期末比21,957口座増）、顧客預り証拠金は44,348百万円（同12.8%増）、有価証券による預り資産額は3,493百万円（同23.2%増）となりました。

また、当連結会計年度の営業収益は、外国為替取引高の大幅な増加の一方、相対的に取引高当たり収益率の低い米ドル/円の取引高割合が大幅に増加したこと等の要因により取引高当たり収益率が低下した結果5,257百万円（前期比10.7%減）となりました。一方、営業利益は、大口金融法人顧客に対する外国為替証拠金取引システムのホワイトラベル提供が前連結会計年度末に終了したことに伴い取引関係費が大幅に減少したこと等により1,098百万円（同239.3%増）となり、経常利益は1,115百万円（同257.3%増）、当期純利益は663百万円（同593.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度において、「パートナーズFX nano」の商品性リニューアル等に伴うソフトウェア及びネットワーク関連ハードウェアの更新に伴う器具備品等の除却を実施し、26百万円の固定資産除却損を計上しております。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により846百万円増加、投資活動により16百万円減少、財務活動により321百万円増加いたしました。この結果、資金は前連結会計年度末に比べ1,151百万円の増加となり、当連結会計年度末における資金の残高は5,248百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は846百万円（前期は774百万円の支出）となりました。これは、税金等調整前当期純利益の計上1,092百万円、減価償却費の計上431百万円及び固定資産除却損の計上26百万円等の資金増加要因があった一方、外国為替取引関連の資産負債が差引368百万円の資金減少要因となったことに加え、カバー取引に係る金融機関からの債務保証の極度額の増額に伴う担保提供預金の増加額270百万円及び法人税等の支払額86百万円等の資金減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は16百万円（前期は27百万円の支出）となりました。これは、投資有価証券の売却による収入68百万円及び投資事業組合からの分配による収入46百万円等があった一方、外国為替取引システムの機能追加や新サービスの提供等に備えるため、無形固定資産54百万円、長期前払費用45百万円の取得による支出及び投資有価証券の取得による支出19百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は321百万円（前期は164百万円の支出）となりました。これは、外国為替証拠金取引の決済等に備えるための短期借入れによる収入4,200百万円及び株式の発行による収入13百万円があった一方、短期借入金の返済による支出3,600百万円、リース債務の返済による支出172百万円及び配当金の支払額119百万円があったことによるものであります。

2【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額 (百万円)	対前期増減率 (%)
委託手数料	4	90.0
外国為替取引手数料	2	55.8
その他の受入手数料	3	△86.2
合計	10	△62.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) トレーディング損益の内訳

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額 (百万円)	対前期増減率 (%)
外国為替取引損益	5,231	△10.1
合計	5,231	△10.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 金融収益の内訳

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額 (百万円)	対前期増減率 (%)
受取利息	12	△29.7
合計	12	△29.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) その他の売上高の内訳

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額 (百万円)	対前期増減率 (%)
システム関係売上高	3	△84.5
合計	3	△84.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(5) 外国為替取引売買の状況

区分	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額	対前期増減率 (%)
米ドル/円 (百万ドル)	1,171,151	121.5
ユーロ/円 (百万ユーロ)	176,626	△65.7
英ポンド/円 (百万ポンド)	33,954	25.8
豪ドル/円 (百万豪ドル)	130,043	△22.3
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	16,584	△2.3
南アフリカランド/円 (百万ランド)	23,095	22.3
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	40,676	△68.0
豪ドル/米ドル (百万豪ドル)	16,846	114.0
その他 (百万通貨単位)	7,822	8.8
合計 (百万通貨単位)	1,616,800	14.2

- (注) 1. 上記金額は、顧客との相対取引及び金融商品取引所における市場取引による通貨毎の取引高であります。
2. 外国為替取引には、CFD (差金決済取引) を含めており、CFD (差金決済取引) の取引高は、原取引資産を米ドル換算した上で集計しております。

(6) 自己資本規制比率

		前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
基本的項目計 ①		8,641	8,664
補完的項目	その他有価証券評価差額金 (評価益) 等	—	—
	金融商品取引責任準備金等	0	0
	一般貸倒引当金	1	0
	長期劣後債務	—	—
	短期劣後債務	—	—
計 ②		1	1
控除資産 ③		2,217	1,904
固定化されていない自己資本 ①+②-③ (A)		6,425	6,761
リスク相当額	市場リスク相当額	0	3
	取引先リスク相当額	77	96
	基礎的リスク相当額	1,378	952
	計 (B)	1,456	1,053
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100		441.1%	642.0%

(注) 金融商品取引業を営む子会社である株式会社マネーパートナーズの自己資本規制比率を記載しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団としての強みを活かすことにより、外国為替証拠金取引市場における競争優位性を確保すること及び次への成長に向け新たな収益基盤の拡充を図ることを事業展開の重要目標と位置づけ、経営に取り組んでおります。このような認識の上に立ち、当社グループといたしましては、以下の課題に取り組んでまいりの方針であります。

(1) ブランドロイヤリティの確立、強化について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引市場において競争優位性を確保するためには、顧客に提供する商品、サービスにおいて優位性を確保することのみならず、顧客からの信頼感、安心感をブランドとして浸透させることが重要であると認識しております。

このため、当社グループでは、直接的なブランディング施策のほか、外国為替証拠金取引に係るコストの低減化や商品ラインナップの拡大、取引端末のマルチチャネル化とモバイルへの対応の強化、コールセンター業務のクオリティアップ等、顧客の視点に立った商品、サービスの提供に努める一方、レバレッジ規制により裾野が広がりつつある潜在顧客層に向けてはデリバティブ取引である外国為替証拠金取引だけでなく外貨両替等の外国為替の実需に対応するサービスの提供の拡大を図るとともに、外国為替取引システムの安定稼働のための諸施策の実施に努めた上で、これらの取り組みを適時適切な手段で情報発信することにより、ブランドロイヤリティの確立、強化を図ってまいります。

(2) 外国為替取引システムの安定稼働について

当社グループにおいては、外国為替証拠金取引のほぼ100%がオンラインシステムにより提供されており、外国為替取引システムの安定稼働は、重要な課題の一つであると認識しております。

このため、増加する取引量に対応して、適切なキャパシティプランニングに基づいた外国為替取引システムの継続的な改良、増強を実施し処理能力の増強を図るほか、災害や大規模なシステム障害等の有事に備える等、事業継続計画の確立に努めてまいります。

(3) 顧客基盤の拡充について

当社グループは、これまでコアターゲットであったデイトレーダー等のアクティブ投資家層へのマーケティング活動に加え、ビギナー層に対するサービス展開を強化してまいりましたが、引き続きビギナー層へのマーケティング強化を進め、顧客基盤の更なる拡充、安定化を図りたいと考えております。

具体策として、これまでに、外国為替証拠金取引未経験層へのアプローチを目的として取引単位を100通貨単位と小口化した商品である「パートナーズFX nano」の提供やFX取引ツールの改良、簡素化による操作性の向上を行ったほか、急速に普及の進んでいるスマートフォンに対応した取引ツールである「HyperSpeed Touch」やタブレット及びパソコンにおいて一画面の中で1クリックでの取引が可能なツールとして「クイック発注ボード」の新規リリースを行ってまいりました。

また、インターネットを利用したリアルタイムセミナーの定期的開催や勉強会等、ビギナー層のレベルアップのための施策を実施してまいりました。今後も引き続きFX取引システムの操作性の向上や顧客の投資運用教育及び啓蒙活動強化のため、これらの施策を推進してまいります。

そのほか、新たな顧客層の更なる取り込み及び顧客預り資産の一層の増加を図るため、外国為替証拠金取引のための預り資産として有価証券を代用する代用有価証券取扱サービスについて周辺サービスとなる証券取引サービス自体の充実に取り組んでまいりほか、平成23年3月に提供を開始した成田国際空港において外貨紙幣を受け取るサービスを国内主要国際空港へ順次拠点拡充するなど、個人もしくは法人の外国為替の実需に対応したサービスの提供に取り組んでまいります。

(4) 新商品の開発と収益の多様化について

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団として、これまで外国為替証拠金取引における営業施策に注力してまいりましたため、収益の大部分を外国為替証拠金取引に係る売買収益に依存しております。今後、環境の変化や顧客ニーズの変化に対しても安定的に収益を計上できるよう、また、今後の成長を図る上でも、取扱商品やサービスを多様化することにより収益基盤を拡充することは、当社グループの重要な課題の一つであると認識しております。

このため、これまで外国為替証拠金取引で蓄積したECN（注1）のノウハウを基礎に、外国為替証拠金取引以外のOTC（注2）の商品化、事業化に取り組んでまいりほか、マルチカレンシー（多通貨）機能を備えたプリペイドカードによるサービスをはじめとしてデリバティブ取引以外の外国為替関連サービスの事業化についても検討してまいります。

（注）1. ECNは、「Electronic Communications Network」の略であり、「電子市場取引」のことです。

2. OTCは、「Over The Counter」の略であり、「店頭相対取引」又はその対象のことです。

(5) コンプライアンス態勢の確立について

当社グループの扱う外国為替証拠金取引は、ハイリスク・ハイリターン型の金融商品であり、金融商品取引法や金融商品販売法により、顧客の適合性を厳格に審査し、十分な商品説明やリスク説明を行うことや不招請勧誘及び断定的判断の提供の禁止等が義務付けられております。また、金融商品取引業の内容について宣伝広告を掲載する場合には、表示等について厳しく規制されております。

当社グループでは、コンプライアンスを重要な課題の一つであると認識し、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス・ガイドライン」を制定して金融商品取引法、その他関連法令に準拠したコンプライアンス態勢の強化を図っております。今後においても、コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する「コンプライアンス・ガイドライン」の周知徹底、教育、啓蒙活動をはじめとする施策を実施し、コンプライアンス態勢の確立を図ってまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第118条における会社の支配に関する方針について取締役会等の会議体において決議してはおりません。

当社は、当社の株主のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案や追加質問の提示を行うための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものがあることも事実であります。

当社は、上記の例を含め、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、顧客との信頼関係等を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、なおかつ向上させる意思を持たない、あるいはそれを毀損する恐れがある行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる新たな事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有して頂きたいと考えております。

このため、当社グループでは中長期的な取り組みとして、外国為替証拠金取引事業をビジネスの基軸に置き、顧客基盤の拡大を図る中で収益の拡大並びに事業の発展を目指してまいります。外国為替証拠金取引に関しましては、法令の整備、改正等による規制強化あるいは激化する競争環境の中で競争優位性を確立するために、商品性の向上や情報、チャートなど各種ツールの洗練化、新サービスの提案などを継続的、積極的に行うとともに、取引システムの一層の安定化に努めてまいります。また、OTCの特性を活かした金融デリバティブ商品の可能性を追求し、外国為替証拠金取引事業に次ぐ収益事業の確立に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社及び当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を与える可能性があると考えられる主な事項及び当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項を記載しております。

このため、当社グループが認識しているリスクのすべてを網羅しているものではありません。当社グループは、こうしたリスクを認識した上で、事態の発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 子会社の管理体制について

当社は、当社グループの持株会社として、子会社の事業運営に関しての管理監督責任を有しており、そのため当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制やリスク管理態勢、コンプライアンス態勢の継続的な強化を図り、当社グループの財務の健全性及び業務の適切性を確保しております。

しかしながら、将来何らかの理由によりこれらの体制（態勢）が機能しなくなった場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について

当社は、金融商品取引業及び商品先物取引業を営む株式会社マネーパートナーズ（以下、「マネーパートナーズ」という。）を連結子会社に有しており、同社をはじめとして当社グループは金融商品取引法等の法的規制を受けております。

① 金融商品取引法について

当社グループは、金融商品取引業を営んでおり、金融商品取引法第29条に基づく登録を受け、金融商品取引法、関連政令、府令等の諸法令に服して事業活動を行っております。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項及び第4項もしくは同法第53条第3項、同法第54条にて登録の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、登録が取消となる可能性があります。

当社グループは、子会社を含むグループ全体の社内体制の整備等を実施し、法令遵守の徹底を図っており、現時点では取消事由に該当する事実はありません。

しかしながら、将来何らかの理由により監督官庁から登録の取消等の行政処分を受けることになった場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

イ 自己資本規制比率について

金融商品取引業者には、金融商品取引法第46条の6に基づき自己資本規制比率の制度が設けられております。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生しうる危険の額に対応する額として内閣府令で定める額の合計に対する比率をいいます（金融商品取引法第46条の6第1項）。金融商品取引業者は、自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければならず（金融商品取引法第46条の6第2項）、金融庁長官は金融商品取引業者に対し、その自己資本規制比率が120%を下回るときには業務方法の変更を命ずること、また、100%を下回るときには3ヶ月以内の期間、業務の停止を命ずる事ができ、更に業務停止後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております（金融商品取引法第53条）。

なお、マネーパートナーズの自己資本規制比率は、平成26年3月31日現在で642.0%となっており、上記の自己資本規制比率の値を上回っております。

しかしながら、今後上記要件に抵触した場合には、監督官庁による行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

ロ 顧客預り資産の分別管理及び区分管理について

当社グループは、デリバティブ取引である外国為替証拠金取引及び外国為替証拠金取引の代用有価証券取扱サービス等を目的として有価証券関連取引を取り扱っております。金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう、これらの取引に際して顧客から預託を受けた金銭についての管理が義務付けられており、外国為替証拠金取引については金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理義務が、有価証券関連取引については金融商品取引法第43条の2第2項の規定に基づく分別管理義務がそれぞれ課せられております。当社グループは、前者については取引銀行2行と、後者については信託銀行1行とそれぞれ信託契約を締結し、顧客からの預り資産について金銭信託による保全を行う等、法令が要請する管理義務を充足しております。

しかしながら、今後、これに抵触する事態が生じた場合、又は法令等の改正により、現在の管理方法が適合しなくなり、速やかに適合する管理方法へ移行できなかった場合には、業務停止や登録取消等の行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

② 外国為替及び外国貿易法について

当社グループが事業として提供する外国為替証拠金取引は、外国為替及び外国貿易法第55条の3第1項第4号の規定により想定元本額が1億円を超える取引について財務大臣への報告が義務付けられております。

当社グループは、翌月の20日までに毎月「資本取引に関する一括報告書」を財務大臣に提出し、法令を遵守しておりますが、上記報告を行わなかった場合には、6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金（外国為替及び外国貿易法第71条）が科せられる可能性があり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

③ 金融商品の販売等に関する法律（以下、「金融商品販売法」という。）並びに消費者契約法について

金融商品販売法は、金融商品の販売等に際して顧客の保護を図るため、金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の賠償責任並びに金融商品販売業者が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間に存在する構造的な情報の質及び量並びに交渉力の格差（総じて情報の非対称性）に着目し、一定の条件下において、消費者が契約の効力を否定することができる旨を定めております。

当社グループでは、かかる法律への違反防止のための内部管理体制を整備しており、これまでこれらの法律に抵触した事実はありません。

しかしながら、今後、これらに抵触する事態が生じた場合、業務停止や登録取消等の行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

④ 個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）について

当社グループの個人情報保護態勢は、個人情報保護法の精神に則り、平成19年6月に認定されたプライバシーマーク（JISQ15001）のコンプライアンス・プログラムに基づき制定された各種規程により運用されております。マネーパートナーズは、顧客又は取引先の氏名、電話番号、銀行口座等の個人情報を取り扱っており、個人情報の管理は「個人データ管理台帳」により行われております。とりわけ顧客の個人情報を保存しているサーバは、指紋認証を含む堅牢なセキュリティで保護された外部データセンターにおいて、登録者のみ入館を許可される態勢で保護されております。また、ネットワークシステムにつきましては、外部からのアクセスに対するファイアウォール、アクセス権限付与による制限、データアクセスの常時監視、メール送受信記録及び内容の保管、記録メディアの社内のPCでの使用禁止等によりセキュリティを確保しております。

また、当社グループのオフィスイリアの入退室はセキュリティカード及び暗証番号ロックで管理しており、来訪者が入室する場合には、専用ストラップの着用及び入室カードへの記入によりセキュリティの維持を行っております。さらに、各部署の個人情報管理者が日常業務において特に「情報システム管理規程」等の遵守を指導するほか、個人情報保護教育責任者により、年に1回個人情報保護に関する教育を全役職員に実施する等、個人情報漏洩事故等の防止に努めております。

このように当社グループは、個人情報の適正な保護のため、全役職員への教育、啓蒙活動及び管理体制の整備に努めておりますが、不正アクセスや内部管理体制の瑕疵等により個人情報が漏洩した場合には、監督官庁からの処分や損害賠償請求を受けると同時に社会的な信用を失う恐れがあり、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）について

犯罪収益移転防止法は、金融機関に対し本人確認を義務づけ、顧客の本人確認及び記録の保存、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の利用防止を目的としております。

当社グループは、同法の定めに基づき本人確認を実施するとともに、本人確認記録及び取引記録を保存しております。

しかしながら、当社グループの業務方法が同法に適合しないという事態が発生した場合には、監督官庁による行政処分や刑事罰等を受けることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

⑥ 商品先物取引法について

当社グループは、商品先物取引業を営んでおり、商品先物取引法第190条第1項に基づく許可を受け、商品先物取引法、関連政令、省令等の諸法令に服して事業活動を行っております。商品先物取引法については、商品先物取引法第235条第3項もしくは同法第236条第1項にて許可の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、許可が取消となる可能性があります。

当社グループは、子会社を含むグループ全体の社内体制の整備等を実施し、法令遵守の徹底を図っており、現時点では取消事由に該当する事実はありません。また、現時点において、商品先物取引業に係る業務は当社グループの経営成績及び財政状態等に対して重要性を生じるに至っておりません。

しかしながら、今後上記要件に抵触した場合には、監督官庁による行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。

⑦ 暴力団排除条例について

平成23年10月1日に東京都暴力団排除条例が施行されたほか、各自治体において同様の条例が施行されております。これらの条例には、事業者が事業に関して締結する契約が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認められる場合等に、契約の相手方が暴力団関係者でないかを確認するよう努めること、事業者がその行う事業に係る契約を書面により締結する場合には特約条項を書面に定めるよう努めることが規定されております。努力義務とされている当該規定について、当社グループでは契約に当たって外国為替証拠金取引に係る一般顧客も含めて、契約の相手方についての審査を実施、暴力団等ではないことの誓約書の提出あるいは契約書面における特約条項の整備等を行っております。

しかしながら、審査体制の不備等により意図せず暴力団等との取引が行われた場合に、重要な契約の解除や補償問題等が発生することがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 業績等について

① 外国為替証拠金取引における競争激化について

当社グループは、顧客との相対取引による外国為替証拠金取引を行っておりますが、その一方で、東京金融取引所の「くりっく365」、大阪証券取引所の「大証FX」等、取引所取引による外国為替証拠金取引について、株式取引等と同様の取引所取引という安心感、認知度が評価され、取引所取引による外国為替証拠金取引が今後シェアを拡大する可能性があります。当社グループは、提示レートの変更を継続的に瞬時に行う等、結果としてより有利なレートの得られる機会がある相対取引での優位性を堅持し、相対取引市場の拡大に努めてまいりたいと考えております。また、当社グループは、取引所取引のシェアの拡大に備え「大証FX」においてマーケットメイカーとして取引所外国為替証拠金取引に参加しておりますが、株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）は平成26年2月25日付で相対取引市場の拡大等を理由に平成26年10月に「大証FX」を一旦休止することを発表しています。

しかしながら、取引所取引が極端にシェアを拡大することとなった場合、当社グループの相対取引による外国為替証拠金取引の相対的なシェアは低下し、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

また、外国為替証拠金取引業界の健全化や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、一般投資家の外貨への直接投資に対する関心の高まりや外国為替証拠金取引市場の拡大により、ビジネスチャンスを求めて銀行、証券会社、外資系企業、IT系企業等の多様な業種から市場参加が続いております。当社グループは、これらの競争環境において、外国為替取引システムの強化、約定拒否やスリッページ（顧客の注文レートと実際の約定レートの差異）の排除をはじめとする商品性の差別化等により顧客基盤の拡大に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、競争の激化に伴い、当社グループの外国為替証拠金取引のシェアの低下や新たに顧客を獲得するために必要な1口座当たりの費用が増加することも考えられます。そうした場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

② 収益構造について

当社グループは、顧客の利便性、顧客満足度の向上を目指し、平成18年7月17日にインターネットにおける外国為替証拠金取引における取引手数料の完全無料化及び建玉必要証拠金の半額化により、顧客の外国為替証拠金取引における取引コストを低減させ、顧客の投資効率を上げてまいりました。この結果、顧客口座数、顧客預り証拠金とも急増し、当社グループの顧客基盤が大きく拡大したことで、当社グループの収益構造は、従来の手数料収益に依存した構造から売買収益が中心となる構造へ大きく転換いたしました。このため、現在の当社グループの営業収益は、顧客による外国為替証拠金取引及びそれに伴うカバー取引によって得られる売買収益が中心となっております。

しかしながら、計画どおりに収益のベースとなる顧客基盤が拡大しない等の要因により、外国為替証拠金取引高等が伸び悩んだ場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループが提供する外国為替証拠金取引は、取引の担保として差し入れる証拠金に対してレバレッジの掛かった金融デリバティブ商品であり、為替相場の変動により、当社グループ顧客の損益や取引高に多大な影響を与える可能性があります。

このように、相場変動が当社グループの顧客に不利に働き、損失が拡大することにより、投資意欲に減退が生じた場合には、外国為替証拠金取引高は減少し、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

③ 証券業への参入について

当社グループは、平成20年3月24日付で、金融商品取引法第31条に基づき、金融商品取引業の業務種別変更の登録を受けました。旧証券取引法に規定されていた「証券業」のうち有価証券取引等の売買等を行う業務であり、日本証券業協会への加入等所定の手続きを経て、有価証券の取扱い業務を開始いたしました。

これにより、外国為替証拠金取引において現金以外に有価証券を担保とした取引サービスも可能となり、顧客基盤の拡大に寄与しております。当社グループは、顧客利便性の一層の拡大を図るため、上記の取引サービスに加え、平成22年7月には有価証券の新規買付の取扱いを開始するなど証券業務を順次拡大するため更なるシステムの強化、改善を進めておりますが、必ずしも予定どおりに進行せず、また、当初計画したとおりの投資効果が得られず、もしくは競争力の強化につながらなかった場合、あるいは、証券業において求められる社内体制や業務方法等の不備により、監督官庁から処分を受ける可能性があり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(4) 人員体制について

当社グループは、平成17年6月10日に設立されて以来、各部門の組織体制の構築や必要とされる人員体制の整備に全力をあげてまいりました。今後は、社内教育、研修制度の充実を図ることにより、従業員の定着化や組織体制の強化に努めてまいります。

しかしながら、従業員の定着化や優秀な人材の確保が計画どおり進まなかった場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(5) 今後の事業方針

当社グループでは、外国為替証拠金取引を巡る競合他社との競争が一層厳しくなる環境を十分に認識し、今後の事業方針として、外国為替証拠金取引オンライン取引システムにおける競争優位性を確保すること及び次の成長に向けて新たな収益基盤の拡充を図ることを目標に、積極的なブランディング政策の展開とブランドロイヤリティの確立、顧客セグメントの明確化による顧客基盤の拡充、新商品、新サービスによる収益源の多様化、そしてコンプライアンス態勢、内部管理体制の強化による信頼性の確保を経営の重要課題として事業展開しております。

今後もこの方針に沿った施策に取り組む方針ですが、これらの施策が必ずしも期待どおりに達成されなかった場合や、顧客のニーズや市場環境に適合できず、方針の転換を余儀なくされた場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(6) コンピュータシステムについて

① システム障害について

当社グループのコンピュータシステムは外国為替証拠金取引における顧客向けフロントシステム、勘定帳票系バックシステム、ディーラーの補助を主な目的とするミドルシステム及び人事、経理システム等内部管理の情報系システムから構成されておりますが、特に外国為替取引システムの安定稼働は経営の最重要課題の一つと認識しており、継続的なアプリケーション及びハードウェアの増強を実施し、顧客利便性の向上とシステムの堅牢化、安定性の確保に努めております。保守管理につきましては、当社の子会社である株式会社マネーパートナーズソリューションズに委託する一方で、社内システム要員による監視、管理体制を整えております。サーバ等コンピュータシステムは、セキュリティ上信頼性の高い外部データセンターに設置しており、バックアップシステムの整備や回線の多重化等の整備を行い、危機管理体制を整備しております。

しかしながら、これらシステムに、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウィルス、サイバーテロの他、災害等によって障害が発生し機能不全に陥り事業活動に支障をきたす場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループの扱う業務は、その全て又は一部をコンピュータシステムに依存しており、アクセス数の急激な増加、取引注文の想定外の集中等によりシステム障害が生じ、顧客取引の処理を適切に行えない場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

② システム開発について

当社グループでは、外国為替証拠金取引市場における競争優位性を確保していくため、独創的で差別化された取引サービスの提供とトレードシステムのインフラ整備、強化を最優先課題の一つと認識し、積極的に経営資源を投入し他社との差別化を図っております。当社グループは今後、外国為替取引システム基幹系において、1)顧客増加と約件数増加に対するサーバ増強、2)瞬間約定処理能力向上のための基幹エンジン強化、3)CRM(注1)を含む業務処理能力アップ等のシステム開発を行ってまいります。また、フロントのアプリケーションソフトとして外国為替証拠金取引におけるアクティブ投資家層向け及びビギナー層向けフロントシステムの開発を行い、多様な顧客ニーズに対応するなかで顧客基盤の拡大、強化に結び付けていく考えであります。加えて、金融機関や事業会社に外国為替取引システムを提供するBtoB展開のためのパッケージソフトの更なる開発、収益源の多様化と新たな成長分野の開拓に向けたOTC(注2)システムの開発を考えております。

しかしながら、こうしたシステム開発が計画どおりに進まずシステム投資の額が想定を超えて多額になった場合、また、当初予想していたおりの投資効果が得られず損失を蒙った場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(注) 1. CRMは、「Customer Relationship Management」の略であり、「一人ひとりの顧客ニーズ」を中心に考えたマーケティング手法のことです。

2. OTCは、「Over The Counter」の略であり、「店頭相対取引」又はその対象のことです。

③ 原子力発電所の稼働停止等による電力不足の懸念について

当社グループでは、電力不足による電力供給制限等がなされた場合に備え、事業継続計画に基づいてデータセンターもしくは本社事務所ビルにおける自家発電による電力供給の確保等の対策の推進により、電力不足やその他災害等による停電があった場合でも、直ちにはコンピュータシステムの運用に影響を与えることのないよう体制を整備しております。

しかしながら、電力不足の深刻化等により電力供給が制限され、かつ自家発電による電力供給能力が全面的にもしくは部分的に機能しなくなるような事態が発生した場合には、当社グループのコンピュータシステムが機能不全に陥り事業活動に重大な支障が生じ、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(7) カウンターパーティについて

当社グループが提供する外国為替証拠金取引「パートナーズFX」及び「パートナーズFXnano」は、顧客と当社グループによる相対取引であります。また、平成21年7月21日からは、取引所外国為替証拠金取引市場である「大証FX」にマーケットメイカーとして参加しており、呼び値を常時提供しております。当社グループは、これらの取引より生じる為替ポジションをリスクヘッジするため、カウンターパーティとも相対取引を行っております。平成26年3月31日現在、当社グループは、取引先リスク等を分散するために日米欧において実績のある銀行、証券会社等15社のカウンターパーティと取引を行っております。

しかしながら、当該カウンターパーティがシステム障害その他の理由で機能不全に陥った場合には、顧客に対するポジションのリスクヘッジが実行できない可能性があり、そのような場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(8) 相場の急激な変動による当社グループの業績への影響について

当社グループが提供する外国為替証拠金取引において、顧客が当社グループが提示する為替レートによる取引を行った場合には、外国為替に係る自己売買ポジションが発生いたします。従いまして、当社グループの自己売買ポジションは、外国為替証拠金取引による顧客からの売買取引によりその都度発生いたしますが、当社グループではカウンターパーティとのカバー取引により、自己売買ポジションを速やかにヘッジすることに努め、自己売買ポジションの為替変動リスクを回避しております。

しかしながら、何らかの突発的な事象を材料に為替相場が短時間のうちに急激に変動した場合には、当社グループがカウンターパーティに対し、自己売買ポジションのカバー取引が行えない可能性があり、その際には当社グループ自身が為替変動リスクを負うこととなります。こうした想定外の事態が発生した場合には、ポジションによっては多大な損失を蒙る可能性があり、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループではロスカット制度を採用しており、顧客に損失が発生した場合でも預り証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理には万全を期しておりますが、為替相場の急変等により顧客に多大な損失が発生した場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(9) 株式及び株主について

① 大株主について

平成26年3月31日現在の株主名簿によれば、株式会社大和証券グループ本社は当社株式を6,029,100株（発行済株式総数の18.71%所有、大株主第1位）、並びに楽天証券株式会社は同3,282,000株（同10.19%所有、大株主第2位）を保有しております。

両社は、自社もしくはグループ会社を通じて当社グループと同様に外国為替証拠金取引業務もしくは外国為替取引業務等を行っており、当社グループと現在競合しています。現状では、両社は当社株主として当社グループと友好的な関係にあります。今後の事業環境、経営戦略によっては関係に変化が生じる可能性があります。

なお、株式会社大和証券グループ本社について、平成25年1月9日付で同社が当社株式を取得した際、同社より、当社株式の取得は、外国為替証拠金取引市場の将来性、同市場における当社のポジショニング、当社の安定的な財務基盤・収益構造等を総合的に勘案の上、将来的な大和証券グループとの業務関係構築の検討可能性等も視野に入れた、戦略的な観点での投資である旨、また、当社の経営方針等には基本的に賛同しており業務執行への直接的な関与等は当面想定していない旨、説明を受けております。

② ストック・オプション制度について

平成26年3月31日現在、ストック・オプションを含む新株予約権による潜在株式数は8回分、合計2,090,500株が当社グループの役員及び従業員に対して発行されております。

これらの新株予約権が行使されれば、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化します。また、今後において当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権の発行を行う可能性があり、追加された新株予約権の付与は1株当たりの株式価値の一層の希薄化を招く可能性があります。

各回におけるストック・オプションの付与内容につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	契約締結日	契約の名称	相手先	契約内容	契約期間及び更新条件
・株式会社マネーパートナーズ (連結子会社)	平成22年 1月29日	顧客区分管理 信託契約書	株式会社三井住友 銀行並びに受益者 代理人	顧客から預託を受けた外国為替証拠 金に係る金銭の区 分管理	①契約期間 平成22年1月29日から 平成23年1月31日まで ②更新条件 当事者の一方から書面 による契約終了の意思 表示がない限り同一条 件にて1年間更新
・株式会社マネーパートナーズ (連結子会社)	平成22年 1月29日	顧客区分管理 信託契約書	みずほ信託銀行株 式会社並びに受益 者代理人	顧客から預託を受けた外国為替証拠 金に係る金銭の区 分管理	①契約期間 平成22年1月29日から 平成22年3月31日まで ②更新条件 当事者の一方から書面 による契約終了の意思 表示がない限り同一条 件にて1年間更新

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、経営者は決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行う必要があります。これらの見積りについては、過去の実績や状況に応じた合理的と考えられる方法により判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において使用される重要な見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

① デリバティブの評価

当社グループは、デリバティブ取引の結果生じる正味の債権及び債務については時価をもって貸借対照表価額とし、その評価差額は当期の損益として処理しております。評価に使用する時価は、インターバンク市場における価額を参照し当社グループの顧客に対して取引価額として生成、提示する買い価額と売り価額の仲値を採用しております。

② 貸倒引当金

当社グループは、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。従って、債務者の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合には、追加の引当が必要となることがあります。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは主として外国為替証拠金取引に係る事業を行っていることから、営業収益は、経常的に当社グループの顧客の外国為替証拠金取引における投資動向に大きな影響を受けます。とりわけ外国為替市場の変動率（ボラティリティ）は、これが高まれば外国為替証拠金取引は活発に、低下すれば不活発になる傾向があることから、経営成績に重要な影響を与える主要な要因であると考えております。この他、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の要因は、経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、外国為替証拠金取引をはじめとする店頭デリバティブ取引を事業領域としつつ、一般の個人投資家からの小口かつ大量の取引を最小限のリスクで収益化する能力をコアコンピタンスとすることにより、世界に通用するリクイディティポータル（流動性の玄関口）を目指してまいります。当面は、主たるサービスである外国為替証拠金取引に注力すべく経営資源を集中してまいります。外国為替証拠金取引は、これまで実施された規制により取引の安全性や透明度が高まったことにより徐々に一般に対する認知度が向上し顧客層の裾野が広がりつつある一方、業界における競争は一段と厳しさを増しており、当社グループは単に店頭デリバティブ取引としてのサービスにとどまらず、外貨両替等の実需に対するサービス提供を強化するとともに、代用有価証券サービス等の外国為替証拠金取引を主力とする証券会社としての証券サービス強化を通じて、業界における独自のポジションを構築してまいります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して6,913百万円増加し、61,858百万円となりました。これは主に流動資産が7,339百万円増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較して6,355百万円増加し、51,566百万円となりました。これは主に流動負債が6,530百万円増加したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して558百万円増加し、10,291百万円となりました。

(流動資産)

当連結会計年度末における主な流動資産の内訳は、預託金42,157百万円、現金・預金7,198百万円、トレーディング商品（資産）6,955百万円、短期差入保証金2,477百万円及び約定見返勘定（資産）745百万円であります。前連結会計年度末と比較して、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭の増加等に伴う顧客区分管理信託を中心とする預託金の増加4,380百万円、現金・預金の増加1,421百万円、約定見返勘定（資産）の増加745百万円、顧客との外国為替証拠金取引のポジションの増加によるカバーポジションの増加等に伴う短期差入保証金の増加479百万円、顧客を相手方とする未決済の外国為替証拠金取引に係る評価益の増加等に伴うトレーディング商品（資産）の増加333百万円等により7,339百万円増加しております。

(固定資産)

当連結会計年度末における主な固定資産の内訳は、リース資産611百万円、長期差入保証金382百万円、ソフトウェア335百万円及び投資有価証券194百万円であります。前連結会計年度末と比較して、外国為替取引システムの機能追加等によるソフトウェアや長期前払費用等の増加があった一方、ソフトウェア等の減価償却、投資有価証券の売却、「パートナーズF Xnano」の商品性リニューアルに伴うソフトウェア及びネットワーク関連ハードウェアの更新に伴う器具備品の除却等の減少により425百万円減少しております。

(流動負債)

当連結会計年度末における主な流動負債の内訳は、受入保証金44,348百万円、トレーディング商品(負債)3,529百万円、未払費用1,574百万円、短期借入金600百万円及び未払法人税等424百万円であります。前連結会計年度末と比較して、顧客からの預り資産の増加に伴う受入保証金の増加5,026百万円、外国為替証拠金取引の決済等に備えての短期借入金の増加600百万円、顧客を相手方とする未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損の増加等に伴うトレーディング商品(負債)の増加517百万円及び未払法人税等の増加389百万円等により6,530百万円増加しております。

(固定負債)

当連結会計年度末における主な固定負債の内訳は、リース債務442百万円であります。前連結会計年度末と比較して、リース債務の返済等により175百万円減少しております。

(純資産)

当連結会計年度末における主な純資産の内訳は、資本金1,793百万円、資本剰余金1,869百万円、利益剰余金7,476百万円、自己株式△860百万円であります。前連結会計年度末と比較して、当期純利益による利益剰余金の増加663百万円等があった一方、剰余金の配当による利益剰余金の減少120百万円があったこと等により558百万円増加しております。

② キャッシュ・フローの状況

当社グループは、外国為替取引を専門とする事業形態をとっていることから、顧客との外国為替取引に係る資産及び負債がそれぞれの大部分を占めております。これらの資産及び負債は、顧客との外国為替取引及び外国為替相場の動向により日々変動いたしますが、当社グループにおいては、顧客との外国為替取引の結果生じる外国為替ポジションの偏りをカウンターパーティとの外国為替取引により完全にカバーするよう運用を行っているため、顧客及びカウンターパーティとの外国為替取引に係る資産及び負債トータルの増減はほぼ営業収益の額の動きに連動し、これが当社グループのキャッシュ・フローの源泉となっております。一方、主な負のキャッシュ・フローとしては、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、営業費用に係る支出や法人税等の支払に係る支出のほか、増加する外国為替取引に備えて行うカウンターパーティへの差入証拠金の積み増し等への支出があり、投資活動によるキャッシュ・フローにおいては、増加する外国為替取引への対応や競業他社との差別化のために行う外国為替取引システム等への投資のための支出があります。

なお、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの詳細は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、増加する外国為替証拠金取引を背景に外国為替取引システムの利便性、安定性並びに処理能力の増強を図るため、ソフトウェアや器具備品を中心とするコンピュータシステムへの設備投資を実施してまいりました。

当連結会計年度における主な設備投資は、外国為替取引システムの機能追加等に伴うソフトウェアの取得48百万円及び器具備品の取得17百万円となっております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
		建物 (附属設備)	器具備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	管理設備他	—	—	—	—	14

- (注) 1. 上記のほか、当社は本社事務所を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は28百万円であります。
2. 上記金額には消費税等を含めておりません。

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物 (附属設備)	器具備品	ソフトウェア	リース 資産	合計	
株式会社マネーパートナーズ	東京都港区	管理設備他	39	49	360	611	1,061	68

- (注) 1. 上記のほか、株式会社マネーパートナーズは本社事務所を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は261百万円であります。
2. 上記金額には消費税等を含めておりません。
3. リース契約による主要な賃借設備は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	件数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
株式会社マネーパートナーズ	東京都港区	外国為替取引システム	9	1～5年	50	151

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
株式会社マネー パートナーズ	本社 (東京都港区)	新サービス 取引システム	169	41	自己資金	平成25年 7月	平成26年 7月

(注) 上記金額には消費税等を含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,223,000	32,241,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	32,223,000	32,241,000	—	—

- (注) 1. 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間に、第1回新株予約権の行使により3,000株、第3回新株予約権の行使により15,000株増加しております。
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第1回) 平成17年6月28日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個) (注1)	23	22
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	69,000 (注4、5、6)	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110 (注4、5、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55 (注4、5、6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)
 - (i) 平成19年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成20年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)

- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
- ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
- 4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
- 5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。
- 6. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(第2回) 平成17年10月3日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個) (注1)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	30,000 (注4、5、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200 (注4、5、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月4日から 平成27年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100 (注4、5、6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)。
 - (i) 平成19年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成20年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ④ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
 5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。
 6. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(第3回) 平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	21	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,000(注3、4、5)	48,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月14日から 平成27年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100 (注3、4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。
 - (i) 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ④ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。
- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
 4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。
 5. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(第4回) 平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	89	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	267,000(注4、5、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注4、5、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注4、5、6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。
 - (i) 平成20年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成21年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ④ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。
 - (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く。）。
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
 5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。
 6. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

（第5回）平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	336	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,008,000(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注3、4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く。）。
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。
5. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(第6回) 平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	81	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	243,000(注4、5、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注4、5、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注4、5、6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。
6. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(第7回) 平成18年8月17日臨時株主総会及び平成18年10月30日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	同左

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月31日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注3、4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

③ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)

② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

5. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(第9回) 平成23年9月15日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個) (注1)	3,655	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	365,500 (注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	313 (注4)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日から 平成33年9月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 313 資本組入額 157 (注4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
4. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日(注1)	1,440	321,480	17	1,768	17	1,862
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日(注1)	630	322,110	6	1,792	6	1,869
平成25年10月1日(注2)	31,888,890	32,211,000	—	1,792	—	1,869
平成25年10月1日～ 平成26年3月31日(注1)	12,000	32,223,000	0	1,793	0	1,869

(注1) 新株予約権の行使による増加であります。

(注2) 株式分割(1:100)によるものであります。

(注3) 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が18,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	17	24	42	37	7	5,285	5,412	—
所有株式数 (単元)	—	19,346	39,611	90,113	36,186	145	136,824	322,225	500
所有株式数の 割合(%)	—	6.00	12.29	27.97	11.23	0.04	42.46	100	—

(注) 1. 平成25年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日をもって単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株としております。

2. 自己株式2,002,300株は、「個人その他」に20,023単元を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,029,100	18.71
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	3,282,000	10.19
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	2,980,800	9.25
シンプレクス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	1,800,000	5.59
ジャフコV2共有投資事業有限責 任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内)	734,400	2.28
鈴木 章久	静岡県熱海市	668,000	2.07
北辰不動産株式会社	東京都港区西麻布三丁目2番1号	627,000	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	462,700	1.44
奥山 泰全	東京都豊島区	440,900	1.37
福島 秀治	千葉県我孫子市	390,400	1.21
計	—	17,415,300	54.05

(注) 1. 上記のほか、自己株式2,002,300株を所有しております。

2. エフエムアール エルエルシーより、平成25年4月4日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年3月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったため、所有株式数には株式分割後の株式数に換算した株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
エフエムアール エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州ボス トン、サマー・ストリート245	2,980,800	9.25

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,002,300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式30,220,200	302,202	—
単元未満株式	普通株式 500	—	—
発行済株式総数	32,223,000	—	—
総株主の議決権	—	302,202	—

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合 (%)
株式会社マネーパ ートナーズグループ	東京都港区六本木 一丁目6番1号	2,002,300	—	2,002,300	6.21
計	—	2,002,300	—	2,002,300	6.21

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくものは以下のとおりであります。

(平成17年6月28日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成17年10月3日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年10月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年10月3日及び平成18年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役1名及び当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成18年4月28日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年4月28日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員45名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくものは以下のとおりであります。

（平成18年8月17日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名及び当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（平成18年8月17日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役5名及び当社従業員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成18年8月17日及び平成18年10月30日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年8月17日及び平成18年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成23年9月15日取締役会決議)

決議年月日	平成23年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社従業員107名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,002,300	—	2,002,300	—

(注) 平成25年10月1日付で1株につき100株の株式分割を行っており、当事業年度における保有自己株式数は、株式分割による増加1,982,277株を含んでおります。

3【配当政策】

当社は、企業価値の長期継続的な創出、向上が株主利益貢献の基本であるとの認識のもと、株主の皆様への継続的かつ適正な利益還元を経営の重要課題と位置づけております。このような観点から、剰余金の配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本としつつも、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案し、連結当期純利益の30%を配当性向の目処として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、上記の方針に基づき、当期は1株当たり7円の配当（うち中間配当3円）を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の連結当期純利益に対する配当性向は31.8%となりました。

なお、当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったため、1株当たり中間配当額300円は株式分割を考慮した3円として記載しております。

内部留保資金につきましては、子会社の業容拡大に伴う増加運転資金、設備投資並びに新商品・新規事業のために有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成25年10月28日 取締役会決議	90	3
平成26年6月15日 定時株主総会決議	120	4

(注) 平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、平成25年10月28日取締役会決議の1株当たり配当額は、株式分割を考慮した金額を記載しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高（円）	61,200	34,500	19,600	28,200 (注1) 18,000	44,900 (注2) 302
最低（円）	27,500	12,390	11,220	11,090 (注1) 11,500	22,330 (注2) 218

(注) 1. 最高・最低株価は、平成24年9月3日より東京証券取引所市場第二部、平成25年5月21日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。なお、第9期の事業年度別最高・最低株価のうち、(注1)は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。また、平成22年10月11日以前は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス市場」となっております。

2. 株式分割（平成25年10月1日、1株→100株）による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高（円）	297	302	297	289	262	250
最低（円）	250	266	259	260	218	231

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	—	奥山 泰全	昭和46年8月13日生	平成6年4月 澤公認会計士事務所入所 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング 監査役 平成13年4月 イ・システム株式会社 (現日本プライベート証券株式会社) 取締役 平成14年4月 トレイダーズ証券株式会社執行役員 平成15年4月 同社取締役 平成15年4月 トレイダーズ投資顧問株式会社取締役 平成16年6月 トレイダーズフィナンシャルシステムズ 株式会社 (現SBIトレードウィンテック株式会社) 取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社代表取締役社長 (現任) 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 (現任) 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社 (現株式会社マネーパートナーズ) 代表 取締役社長 平成25年7月 株式会社マネーパートナーズ代表取締役 社長兼ディーリング本部長 (現任)	注1	440,900
専務取締役	—	福島 秀治	昭和29年6月22日生	昭和53年4月 東京短資株式会社入社 昭和53年12月 トウキョウフォレックス株式会社出向 平成10年3月 アルママターファンド投資顧問株式会社 出向 平成12年3月 東短デリバティブズ株式会社出向企画管 理部長 平成13年3月 トレイダーズ証券株式会社出向取締役 平成14年6月 イ・システム株式会社 (現日本プライベート証券株式会社) 執行役員 平成15年4月 トレイダーズ証券株式会社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社常務取締役 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 (現任) 平成20年3月 当社専務取締役 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社 (現株式会社マネーパートナーズ) 専務 取締役 平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役 (現 任) 平成25年6月 当社取締役 平成26年6月 当社専務取締役 (現任)	注1	390,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	法務コンプライアンス部長	佐藤 直広	昭和34年11月14日生	昭和60年4月 カシイ住宅設備株式会社入社 平成3年10月 北辰商品株式会社入社経営企画部長 平成17年6月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役退任 平成17年7月 当社執行役員マーケティング部ゼネラルマネージャー 平成17年9月 当社執行役員経営企画室長 平成17年11月 当社取締役経営企画室長 平成20年3月 当社常務取締役経営企画室長 平成20年4月 当社常務取締役 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ) 常務取締役 平成23年6月 当社常務取締役法務コンプライアンス部長 平成23年6月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役内部管理統括責任者 平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役内部管理統括責任者(現任) 平成25年6月 当社取締役法務コンプライアンス部長(現任)	注1	258,200
取締役	CIO兼IT管理部長	白水 克紀	昭和36年6月19日生	昭和59年4月 日本デジタル・イクイップメント株式会社入社 平成4年4月 日本リースオート株式会社入社 平成6年6月 日本リース情報システム株式会社転籍 平成10年4月 GEフリートサービス株式会社入社 平成12年2月 日本GMACコマーシャル・モーゲージ株式会社入社 平成18年2月 当社入社IT統括部長 平成18年2月 当社執行役員IT統括部長 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役(現任) 平成18年11月 当社執行役員CIO兼IT統括部長 平成20年3月 当社取締役CIO兼IT統括部長 平成20年4月 当社取締役CIO 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ) 取締役 平成20年10月 当社取締役CIO兼IT管理部長(現任) 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役CIO 平成23年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役CIO兼CIO 平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役 平成25年7月 株式会社マネーパートナーズ取締役海外金融法人営業部長 平成26年6月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役海外金融法人営業部長(現任)	注1	72,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	CFO	中西 典彦	昭和41年11月19日生	平成元年4月 株式会社三和銀行入行 平成8年6月 株式会社マツダスピード入社 平成11年3月 日本インフォメーション・エンジニアリング株式会社（現株式会社JIEC）入社 平成12年4月 ネストウェブ株式会社入社 平成12年11月 株式会社ニューラルネット入社 平成14年5月 株式会社プラット・コミュニケーション・コンポーネンツ入社 平成15年12月 ふらっとホーム株式会社転籍 平成18年5月 当社入社管理部長 平成18年5月 当社執行役員管理部長 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ監査役（現任） 平成18年11月 当社執行役員CFO兼財務部長 平成19年8月 当社執行役員CFO 平成20年3月 当社取締役CFO 平成20年4月 当社取締役CFO兼経営企画部長 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社（現株式会社マネーパートナーズ）取締役 平成20年10月 当社取締役CFO（現任） 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役CFO 平成24年7月 株式会社マネーパートナーズ取締役CFO兼管理部長 平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役管理部長（現任）	注1	18,400
取締役		畠山 久志	昭和26年2月21日生	昭和51年4月 大蔵省（現財務省）入省 平成5年7月 関東財務局総務課長 平成6年7月 千葉財務事務所長 平成7年7月 財政金融研究所研修部長 平成9年7月 住宅金融公庫出向参事役 平成11年7月 福岡財務支局理財部長 平成13年7月 東北財務局理財部長 平成14年7月 公営企業金融公庫出向経理部長 平成16年7月 九州財務局総務部長 平成17年7月 中国財務局総務部長 平成18年6月 ぐんま信用金庫入庫常務理事 平成19年4月 日本証券業協会入会審議役 平成21年3月 金融先物取引業協会入会事務局長 平成22年4月 日本証券業協会復職審議役 平成23年7月 同協会特別参与・大阪地区協会担当 平成24年4月 中部学院大学経営学部教授（現任） 平成25年4月 同大学経営学部経営学科長（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	注1 注3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	安齋 一雄	昭和28年3月24日生	昭和52年4月 古河電気工業株式会社入社 昭和55年9月 三菱自動車工業株式会社入社 昭和59年5月 ヒロセ電機株式会社入社 昭和61年3月 日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社 平成元年6月 借成証券株式会社（現内藤証券株式会社）出向ロンドン駐在員事務所長 平成2年4月 同社ロンドン現地法人取締役副社長 平成6年8月 H S B C ジェームズ・ケーベル証券会社（現H S B C証券会社）東京支店受渡業務統括部長 平成10年7月 パークレイズ投信株式会社（現パークレイズ投信投資顧問株式会社）マーケティング部長兼営業部長 平成12年4月 同社代表取締役社長 平成13年4月 プルデンシャル投信株式会社（現プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社）バイス・プレジデント、投資営業部長 平成15年6月 トロント・ドミニオン証券会社ディレクター、クレジットストラクチャリング・グループ営業部長兼商品企画部長 平成17年3月 トレードウェブ・ヨーロッパ証券会社東京支店ディレクター兼コンプライアンスオフィサー 平成17年11月 イクシス・アセット・マネジメント株式会社（現ナティクシス・アセット・マネジメント株式会社）ディレクター 平成18年2月 同社代表取締役 平成19年7月 アセット証券株式会社（現いちご地所株式会社）営業第一部長 平成21年2月 CMS ジャパン株式会社（現アルパリジャパン株式会社）チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成23年4月 アルパリジャパン株式会社代表取締役社長兼CEO 平成24年7月 ウェスタン株式会社ディレクター 平成25年6月 Leverage Technological Trading Limited 日本担当 リージョナル・セールス・マネジャー 平成26年6月 当社常勤監査役（現任） 平成26年6月 株式会社マネーパートナーズ常勤監査役（現任）	注2 注4	—
監査役	—	鈴木 隆	昭和37年9月15日生	昭和63年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所 平成8年1月 鈴木隆法律事務所開設 平成11年6月 濱田・松本法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）パートナー 平成15年9月 京総合法律事務所パートナー（現任） 平成18年10月 当社監査役（現任） 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社（現株式会社マネーパートナーズ）監査役（現任）	注2 注4	31,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	澤 昭人	昭和38年10月18日生	平成元年10月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成5年8月 公認会計士開業 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング 代表取締役（現任） 平成14年12月 税理士開業 平成18年10月 当社監査役（現任） 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社（現株式会社マネーパートナーズ） 監査役（現任）	注2 注4	54,000
				計		1,265,300

- (注) 1. 平成26年6月15日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
2. 平成26年6月15日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
3. 取締役畠山久志は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役安齋一雄、監査役鈴木隆、監査役澤昭人は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、取締役及び取締役会による経営管理、リスク管理を徹底して行い企業価値の維持、向上に努めております。取締役の業務執行に関しては、常勤監査役及び非常勤監査役による監査、監督を行っております。経営上の意思決定については、原則としてグループ経営会議で議論した後に取締役会に付議し決定するか、稟議並びに職務権限に関する規程に基づき承認、決定する形態をとっております。

当社では、健全なコーポレート・ガバナンスを機能させるためには内部統制システムの構築が不可欠と考えております。内部統制システムの目的は、業務の効率性、財務報告の信頼性、法令遵守、資産保全を実現することであり、当社は、事業活動を行う全ての役員、社員の行動を統制する仕組みを作る中で、この目的を実現することを基本的な考えとしております。こうした内部統制システムの構築と並行して当社は、株主総会、IR活動を通じた株主とのコミュニケーションの充実に努め、公平性、透明性、アカウンタビリティの立脚点から株主重視の経営姿勢を強く意識した企業統治を推進していく所存です。

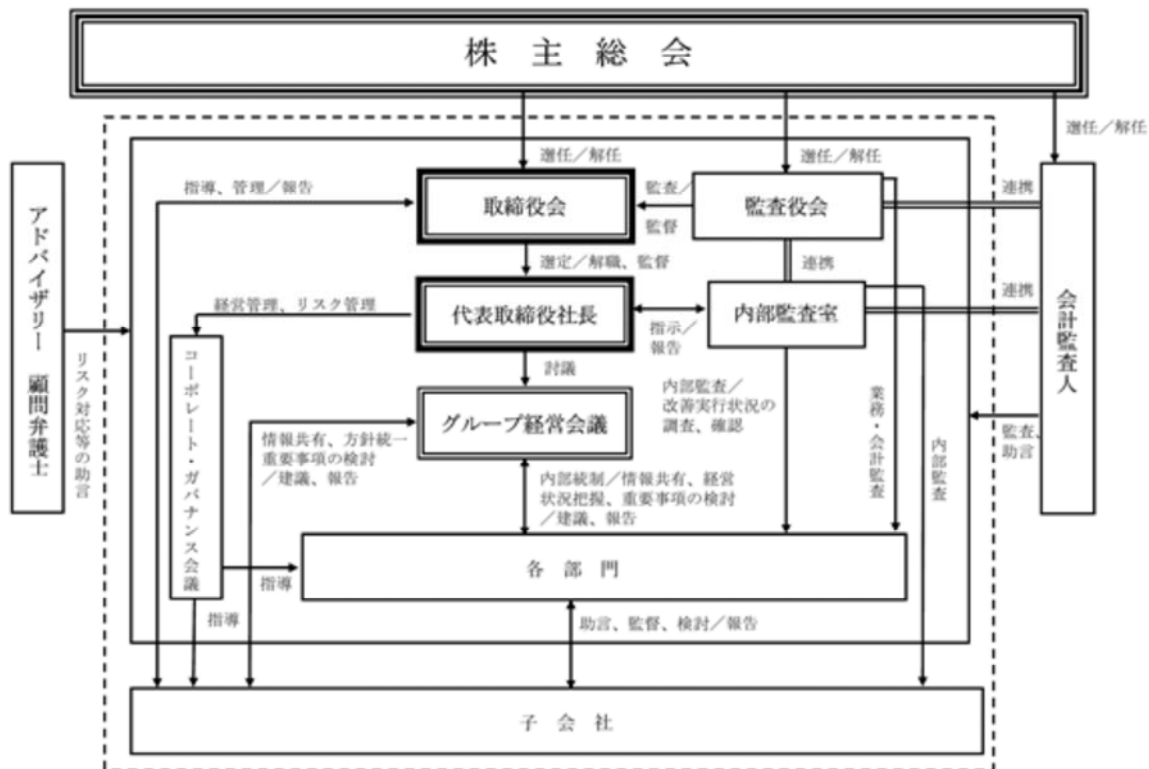
更に、コンプライアンス体制、リスク管理体制につきましては重要課題と認識し、市場の信頼と経営の安定を確保するために、恒常的な経営管理と組織体制の充実に図ってまいります。情報開示につきましても、経営の透明性を担保するものとして、定められた適時開示だけでなく、ホームページ等を通じて適宜情報の迅速な開示ができるよう体制強化を図る方針であります。

① 企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要

A. 会社の機関の内容

当社の経営の意思決定、業務執行、監視、内部統制に係る経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下の図のとおりであります。



a. 取締役会

取締役会は、本報告書提出日現在、取締役6名により構成され、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに必要に応じて臨時の取締役会を開催し、法令並びに定款の定めにしたがって経営意思を決定し、また、業務執行状況を監督しております。

なお、社外取締役1名が業務執行から独立した立場で取締役会に加わることで、取締役会の経営監督機能の一層の強化を図っております。

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、本報告書提出日現在、監査役3名（うち、非常勤監査役2名）により構成され、原則として毎月1回の開催としております。監査役は、取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部門その他関係者の報告聴取等により、取締役の業務執行につき監査を実施しています。また、会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告並びに説明を受ける等、会計監査人との相互連携を図っております。

c. コーポレート・ガバナンス会議

コーポレート・ガバナンス会議は、当社役員及び子会社役員により構成されており、コーポレート・ガバナンスに関する当社の基本方針の策定や行動規範・企業倫理憲章の設定、内部統制の仕組みの確立・強化等を実施するため、常設の機関として原則四半期に1回開催しております。

d. グループ経営会議

グループ経営会議は、当社並びに当社子会社の取締役で構成されており、当社の取締役会に付議される事項その他重要な事項に関して事前に審議及び議論を実施するとともに、グループ会社間の情報共有並びに経営方針の統一化を図るため、原則毎週1回開催しております。

B. 内部統制システムの整備の状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、コンプライアンスを経営の根幹に置き、その行動指針として、「マネーパートナーズグループ行動規範」を定め、役員及び社員はこれに従う。

ロ. 当社の役員及び社員は、法令、定款、社内規程等に則って職務の執行に当たる。

ハ. 当社の取締役は、取締役会を開催し、職務の執行が法令及び定款に適合するよう相互牽制を行う。

ニ. 当社の監査役は、法令に則り、取締役の職務執行を監査する。

ホ. 当社は、社長を議長とし、経営管理部を事務局とするコーポレート・ガバナンス会議を設置し、企業統治の充実、確立、定着という目的の達成に努める。

ヘ. 当社は、法務コンプライアンス部担当取締役及び社外監査役を情報受領者とする「ホットライン通報制度」を構築するほか、法務コンプライアンス部担当取締役が管理する「目安箱」の設置等により、違反行為等の早期発見と是正を目的とする情報収集及び報告体制を構築し効果的な運用を図る。

ト. 当社は、社長直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について内部監査を実施し、その結果を社長に報告する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

イ. 当社は、i) 株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録等の法定作成文書をはじめ、ii) 各会議体の議事録、iii) 決裁書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、関連資料とともに「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。

ロ. 当社は、取締役の職務の執行に係るその他の情報について、「情報システム管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。

ハ. 当社は、取締役及び監査役が随時、当該情報を閲覧できる体制を構築する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「経営危機管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することにより企業リスクの事前回避と被害発生時の損害額の最小化に努める。

ロ. 当社は、経営活動上のリスクとして、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、法務リスク、事務リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理部署の体制を整備する。

ハ. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役会を定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、毎月定時での開催のほかに、必要に応じて臨時に開催する。取締役会は付議事項の審議及び重要な報告を行い、監査役も毎回出席する。
 - ロ. 当社は、取締役会に付議される事項に関しては、グループ経営会議等で事前に十分な審議及び議論を実施することにより取締役の職務が効率的に行われるよう事業運営を行う。
 - ハ. 当社は、当社並びに当社子会社の取締役で構成するグループ経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を行う。
 - ニ. 当社は、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役の職務の効率性と決裁の合理性、妥当性を確保するとともに、取締役及び下位職位者の決裁項目、協議部門、稟議等を定める。重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行うか、決裁を行った上で取締役会の承認を得ることとするが、軽微なものについては権限委譲された下位職者が同規程に従いその責任において決裁する。
 - ホ. 当社は、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項を「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」並びに「稟議規程」で明確にし、取締役及びその他社員により適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従って子会社管理を行い、子会社の取締役の職務の執行を監視・監督する。
 - ロ. 当社は、グループ経営会議及び必要に応じて開催する子会社と関係各部門責任者による会議において、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
 - ハ. 当社は、内部監査部門を有しない子会社について、当社の内部監査室により半期毎に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を社長及び関係会社に内部監査報告書として報告する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき使用人について、監査役の指揮命令に属する補助者の常設を取締役に対して求めることができるものとする。
 - ロ. 当社は、監査役が必要に応じて、内部監査部門等の使用人を監査役監査の補助者に任命することができるものとする。
- g. 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役の職務を補助する社員に関する人事異動、人事評価、処罰等については、常勤監査役の承認を得て行うものとする。
 - ロ. 当社は、監査役より監査業務に関する命令を受けた社員が、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社では、各監査役が取締役会への出席にとどまらず、その他の会議への出席権限を有し、会議で取締役及び社員に対し報告を求めることができる。
 - ロ. 当社の取締役及び社員は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある諸問題、事象については、遅滞なく報告するものとする。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査役は内部監査室に対し適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言及び意見交換を行う。

C. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、社長直轄の常設会議体としてコーポレート・ガバナンス会議を設置し、原則四半期に1回開催しており、この他グループ経営会議等を通じて企業統治や法令遵守状況及びリスク管理の実態監視、危険防止のための社内啓蒙活動等につき情報共有を行い問題点への対策を協議しております。このほか、社外弁護士と顧問契約を結び、適宜リスク対応等の助言を受けております。

(ii) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役及び取締役会による経営管理、リスク管理を徹底して行い企業価値の維持、向上に努めております。取締役の業務執行に関しては、監査役会を設置し、社外監査役3名をはじめとする監査役による監査、監督を行っております。経営上の意思決定については、原則としてグループ経営会議で議論した後に取締役会に付議し決定するか、稟議並びに職務権限に関する規程に基づき承認、決定する形態をとっております。

更に、法定の機関のほか、グループ経営会議やコーポレート・ガバナンス会議を設置し、定期的に開催することで、補完的な事前協議体制を整備しております。これにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保されるとの考えから、当社では現状の企業統治体制を採用しております。

(iii) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ法令に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

② 内部監査及び監査役監査の状況

(i) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続き

A. 内部監査

当社は、当社の業務全般の内部管理体制の適切性、有効性を検証することを目的として、社長直属の組織である内部監査室を設置し、室長1名、室員1名の2名体制で「内部監査規程」に基づく各業務執行部門に対する監査を定期的に行っております。内部監査室は、内部監査報告書を作成し監査の内容及び結果について社長に報告を行っております。問題点が認められた場合には、被監査部門に対しその改善実施の方法、改善計画等、措置の状況を記載した回答書を、内部監査報告書受取り時点から1ヶ月以内に作成し内部監査室に提出させるとともに、その後の改善実行状況につき調査、確認を行い、その結果を社長及び必要に応じ関係役員に報告しております。更に、監査役や会計監査人と連携することで、内部牽制組織が十分機能するよう努めております。

B. 監査役監査

当社は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名を設置しており、取締役会のほか、重要な会議に出席し意見を述べております。非常勤監査役の内1名は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役は業務及び財産状況の調査を随時行い、決算期に事業報告等、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見を提出するほか年度を通して随時期中監査を行っております。今後も内部監査室、内部統制部門及び会計監査人等との連携を密にし、取締役の職務遂行を監査してまいります。

なお、監査役監査が機能的に行えるよう、監査役補助者を1名設置しております。

(ii) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査室及び監査役は、会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告並びに説明を受ける等、会計監査人との相互連携を図っております。

また、内部監査、監査役監査及び会計監査にあたっては、内部統制部門と定期的な会合を設け、必要な情報を聴取し、報告を受けることで適切な監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、下記の公認会計士2名により監査業務が執行されました。監査業務に係る補助者の構成については、監査法人の選定基準に基づき、公認会計士1名及び会計士補等4名、システム監査の専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数(注)
吉田 波也人	有限責任監査法人トーマツ	—
野根 俊和	有限責任監査法人トーマツ	—

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

また、通常の監査以外にも、会計上の課題、内部統制上の課題等に関しましては随時アドバイスを受けております。

④ 社外取締役及び社外監査役

(i) 社外取締役及び社外監査役の員数

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

(ii) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

社外取締役畠山久志氏につきましては、当該社外取締役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との間に、人的・資本的・取引関係等の利害関係はありません。

当社の社外監査役につきましては、鈴木隆氏及び澤昭人氏はそれぞれ当社株式を31,400株、54,000株保有しており、また、鈴木隆氏は当社のストック・オプションを5個保有しております。その他に社外監査役、また、当該社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との間に、人的・資本的・取引上等の利害関係はありません。

なお、社外監査役3名（うち1名常勤）は、いずれも当社とは上記を除き人的・資本的・取引上の関係が無く、高い独立性を有しているため、全員が独立役員に指定されております。

(iii) 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役につきましては、コンプライアンスをはじめ経営全般に関する監督や有効なアドバイスが得られることを期待しております。

また、社外監査役につきましては、経営及び取締役の業務執行について、中立、公平、適法、妥当な判断による監視及び監査が行われることを期待しております。

(iv) 社外取締役及び社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程に基づき定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性に関する判断基準を参考にしております。

(v) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する会社の考え方

社外取締役畠山久志氏は、当社グループの主な事業である金融商品取引業を監督する財務省や金融商品取引業に関する自主規制機関である日本証券業協会及び金融先物取引業協会における経歴を通じて金融商品取引業について豊富な経験と専門的な知識を有しており、コンプライアンスをはじめ経営全般に関する監督や有効なアドバイスが期待されることから職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役安齋一雄氏は、アルパリジャパン株式会社をはじめ金融商品取引業を営む企業での会社経営や業務に関する経験を豊富に有しており、経営全般に関する監督と有効なアドバイスが期待されることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役鈴木隆氏は、法律の専門家であり、弁護士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と法律面での高度なアドバイスが期待されることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役澤昭人氏は、会計の専門家であり、公認会計士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と財務・会計における高度なアドバイスが期待されることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

当社の組織においては、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名すべてを社外監査役とし、その全員を独立役員に指定することで経営への監視機能を強化するなどコーポレート・ガバナンスの強化のため、外部からの客観的、中立の経営監視の機能を重要視して体制を整えております。現状においては、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと考えております。

⑤ 役員報酬等

(i) 報酬等の総額及び役員の数

取締役	6名	128百万円	(うち社外取締役	0名	0百万円)
監査役	4名	42百万円	(うち社外監査役	3名	32百万円)
計		171百万円			

(注) 1. 取締役並びに監査役の報酬等は、基本報酬の他、当事業年度に係る業績連動報酬として未払金に計上した次の金額を含んでおります。

取締役 5名 3百万円 (うち社外取締役 0名 0百万円)

2. 期末現在の人員は、取締役5名(うち社外取締役0名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であり、上記には平成25年6月16日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び平成26年2月28日付で辞任により退任した監査役1名に対する支給額を含んでおります。

2. 取締役の基本報酬限度額は、平成20年3月18日開催の第3回定時株主総会において年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

3. 監査役の基本報酬限度額は、平成19年3月13日開催の第2回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(ii) 役員ごとの報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である取締役はおりません。

(iii) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務の取締役はおりません。

(iv) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬額の決定方法といたしましては、「役員規程」及び「役員報酬規程」の定めを基に、世間の水準、会社業績、社員給与とのバランス等を総合的に勘案のうえ、株主総会で決議された総額の上限の範囲内で決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、「役員規程」、「監査役監査規程」及び「役員報酬規程」の定めを基に、監査役会において協議のうえ株主総会で決議された総額の上限の範囲内で決定することとしております。

(v) 取締役に対する業績連動報酬の導入

平成20年3月18日開催の第3回定時株主総会において、当社の取締役に対する報酬として、従来の固定報酬とは別に業績向上へのインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すことを目的として業績連動報酬を第5期事業年度から導入することを決議いたしました。なお、平成26年6月15日開催の第10回定時株主総会決議及び取締役会決議により、第11期の業績連動報酬の具体的内容は以下のとおり承認されております。

[対象期間]

第11期事業年度(平成26年4月1日より平成27年3月31日)を対象期間とします。

[業績連動報酬の算定方法]

当社グループの連結経常利益から10億円を控除した金額を計算の基礎とし、これに3.0%を乗じた額を支給総額とします。ただし、百万円未満は切り捨てるものとし、その総額は150百万円を超えないものとします。

なお、支給対象に社外取締役は含めず、また、連結営業利益及び連結当期純利益のいずれも利益を計上している場合並びに中間配当もしくは期末配当のいずれかを実施していることを支給の条件とします。

[各取締役への配分方法]

各取締役への配分額は、支給総額に取締役社長1.0、専務取締役0.7、常務取締役0.6、その他の取締役0.3の役位別係数を乗じ、全取締役の係数の合計で除した金額とします。

⑥ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）は提出会社であり、提出会社の株式の保有状況については以下のとおりです。

(i) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄 3 百万円

(ii) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を11名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元の機会を充実させるべく、期末配当に加えて中間配当を実施することを基本方針としております。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応して資本政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な決議を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	28	—	28	—
連結子会社	12	4	11	4
計	40	4	39	4

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構から発信される会計基準の新設、改正等に関する情報を入手しております。また、同機構や監査法人等の開催するセミナーへの参加及び会計専門誌等の定期購読を行っております。

(2) 連結財務諸表規則の規定に基づき適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備を行っております。なお、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、社内規程等の整備運用状況及び有効性を評価しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※15,776	※17,198
預託金	37,777	42,157
顧客分別金信託	160	300
顧客区分管理信託	※137,434	※141,645
その他の預託金	183	212
トレーディング商品	6,622	6,955
デリバティブ取引	6,622	6,955
約定見返勘定	—	745
短期差入保証金	1,997	2,477
先物取引差入証拠金	271	541
外国為替差入証拠金	1,726	1,935
有価証券	5	10
前払金	0	—
前払費用	73	83
未収入金	157	103
未収収益	114	155
外国為替取引未収収益	105	150
その他の未収収益	8	5
繰延税金資産	14	55
その他の流動資産	179	113
貸倒引当金	△1	△0
流動資産計	52,717	60,056
固定資産		
有形固定資産	107	89
建物	96	96
減価償却累計額	△51	△57
建物（純額）	45	39
器具備品	355	335
減価償却累計額	△292	△285
器具備品（純額）	62	50
無形固定資産	1,341	969
ソフトウェア	531	335
ソフトウェア仮勘定	18	20
商標権	3	3
リース資産	787	611
投資その他の資産	777	742
投資有価証券	269	194
長期差入保証金	383	382
長期前払費用	89	134
繰延税金資産	22	22
その他	11	10
貸倒引当金	—	△1
固定資産計	2,227	1,801
資産合計	54,944	61,858

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	3,011	3,529
デリバティブ取引	3,011	3,529
約定見返勘定	332	0
預り金	164	173
顧客からの預り金	126	153
その他の預り金	37	19
受入保証金	39,321	44,348
外国為替受入証拠金	39,321	44,348
短期借入金	—	600
リース債務	172	174
未払金	188	239
未払費用	1,345	1,574
外国為替取引未払費用	1,178	1,441
その他の未払費用	166	132
未払法人税等	35	424
賞与引当金	18	57
その他の流動負債	0	0
流動負債計	44,591	51,122
固定負債		
リース債務	617	442
その他の固定負債	2	1
固定負債計	619	444
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※30	※30
特別法上の準備金計	0	0
負債合計	45,211	51,566
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,786	1,793
資本剰余金	1,862	1,869
利益剰余金	6,933	7,476
自己株式	△860	△860
株主資本合計	9,721	10,278
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5	5
その他の包括利益累計額合計	5	5
新株予約権	5	7
純資産合計	9,733	10,291
負債・純資産合計	54,944	61,858

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
受入手数料	27	10
委託手数料	2	4
外国為替取引手数料	1	2
その他の受入手数料	23	3
トレーディング損益	5,817	5,231
外国為替取引損益	5,817	5,231
金融収益	17	12
その他の売上高	23	3
営業収益計	5,885	5,257
金融費用	88	67
売上原価	14	1
純営業収益	5,782	5,189
販売費・一般管理費		
取引関係費	1,957	1,017
人件費	※1978	※1965
不動産関係費	871	609
事務費	982	960
減価償却費	561	431
租税公課	48	57
貸倒引当金繰入額	—	0
その他	※259	※247
販売費・一般管理費	5,458	4,090
営業利益	323	1,098
営業外収益		
受取利息	3	2
投資事業組合運用益	0	26
未払配当金除斥益	2	1
貸倒引当金戻入額	2	—
賞与引当金戻入額	0	2
受取開発負担金	2	—
保険解約返戻金	1	0
その他	1	1
営業外収益計	15	35
営業外費用		
株式交付費	—	0
上場関連費用	27	18
その他	0	0
営業外費用計	27	18
経常利益	312	1,115

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	—	3
新株予約権戻入益	—	0
特別利益計	—	3
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	0	0
固定資産除却損	※ 3119	※ 326
特別損失計	120	26
税金等調整前当期純利益	192	1,092
法人税、住民税及び事業税	73	469
法人税等調整額	22	△41
法人税等合計	96	428
少数株主損益調整前当期純利益	95	663
当期純利益	95	663

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	95	663
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	0
その他の包括利益合計	※18	※10
包括利益	103	663
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	103	663

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,786	1,862	6,912	△860	9,701
当期変動額					
剰余金の配当			△75		△75
当期純利益			95		95
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	20	—	20
当期末残高	1,786	1,862	6,933	△860	9,721

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△2	2	9,701
当期変動額			
剰余金の配当			△75
当期純利益			95
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	3	11
当期変動額合計	8	3	32
当期末残高	5	5	9,733

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,786	1,862	6,933	△860	9,721
当期変動額					
新株の発行	6	6			13
剰余金の配当			△120		△120
当期純利益			663		663
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6	6	542	－	556
当期末残高	1,793	1,869	7,476	△860	10,278

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5	5	9,733
当期変動額			
新株の発行			13
剰余金の配当			△120
当期純利益			663
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1	1
当期変動額合計	0	1	558
当期末残高	5	7	10,291

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	192	1,092
減価償却費	561	431
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△4	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△0	39
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	0	0
株式報酬費用	3	1
受取利息及び受取配当金	△20	△15
支払利息	88	67
株式交付費	—	0
投資事業組合運用損益 (△は益)	△0	△26
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△3
新株予約権戻入益	—	△0
固定資産除却損	119	26
預託金の増減額 (△は増加)	△9,378	△4,380
トレーディング商品 (資産) の増減額 (△は増加)	813	△333
約定見返勘定 (資産) の増減額 (△は増加)	565	△745
短期差入保証金の増減額 (△は増加)	2,360	△479
担保提供預金の増減額 (△は増加)	1,890	△270
前払金の増減額 (△は増加)	8	0
前払費用の増減額 (△は増加)	14	△4
未収入金の増減額 (△は増加)	△88	53
未収収益の増減額 (△は増加)	△34	△42
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△13	65
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	46	40
トレーディング商品 (負債) の増減額 (△は減少)	1,745	517
約定見返勘定 (負債) の増減額 (△は減少)	332	△332
預り金の増減額 (△は減少)	43	8
受入保証金の増減額 (△は減少)	286	5,026
未払金の増減額 (△は減少)	△144	15
未払費用の増減額 (△は減少)	42	229
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△3	△1
その他	10	5
小計	△560	987
利息及び配当金の受取額	21	15
利息の支払額	△81	△72
法人税等の支払額	△154	△86
法人税等の還付額	—	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	△774	846

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△23	△17
無形固定資産の取得による支出	△62	△54
投資有価証券の取得による支出	△3	△19
投資有価証券の売却による収入	—	68
投資有価証券の償還による収入	—	5
投資事業組合からの分配による収入	14	46
長期差入保証金の回収による収入	103	—
長期前払費用の取得による支出	△55	△45
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27	△16
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,200	4,200
短期借入金の返済による支出	△4,200	△3,600
リース債務の返済による支出	△88	△172
株式の発行による収入	—	13
配当金の支払額	△75	△119
財務活動によるキャッシュ・フロー	△164	321
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△966	1,151
現金及び現金同等物の期首残高	5,063	4,096
現金及び現金同等物の期末残高	※14,096	※15,248

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社マネーパートナーズ

株式会社マネーパートナーズソリューションズ

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎にし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

器具備品 5年～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益（外国為替取引損益）勘定に計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は連結貸借対照表上の預託金（顧客区分管理信託）勘定に計上し、収益は金融収益勘定に計上した上で当連結会計年度末において未収のものは連結貸借対照表上の未収収益（その他の未収収益）勘定に計上しております。

ハ カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社グループからのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益（外国為替取引損益）勘定に計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティ毎に合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定に計上しております。

また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジションの持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当連結会計年度末におけるロールオーバーによる新規建値と直物為替相場との差額をもって算定しております。

ニ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた2百万円は、「投資事業組合運用益」0百万円及び「その他」1百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

連結子会社である株式会社マネーパートナーズは、外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約に基づく債務保証を受けております。当該契約に基づき担保に供している資産は、次のとおりであります。なお、この他、同契約に基づき、顧客区分管理信託契約に係る同社の信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
現金・預金(定期預金)	1,680百万円	1,950百万円

支払承諾契約に基づく担保付債務(被保証債務残高)及び債務保証の極度額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
被保証債務残高	－百万円	－百万円
債務保証の極度額	5,600	6,500

2 差入れを受けている有価証券の時価は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
受入保証金代用有価証券	2,767百万円	3,060百万円

※3 特別法上の準備金

金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に基づき計上しております。

4 当座貸越契約

連結子会社である株式会社マネーパートナーズは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
当座貸越極度額の総額	500百万円	500百万円
借入実行残高	－	－
差引額	500	500

(連結損益計算書関係)

※1 人件費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
賞与引当金繰入額	18百万円	57百万円

※2 販売費・一般管理費のその他に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	6百万円	3百万円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
器具備品	2百万円	8百万円
ソフトウェア	115	16
長期前払費用	—	1
その他	1	—
計	119	26

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	13百万円	39百万円
組替調整額	△1	△39
税効果調整前	12	0
税効果額	△4	△0
その他有価証券評価差額金	8	0
その他の包括利益合計	8	0

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	321,480	—	—	321,480
合計	321,480	—	—	321,480
自己株式				
普通株式	20,023	—	—	20,023
合計	20,023	—	—	20,023

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	5
合計		—	—	—	—	—	5

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月24日 定時株主総会	普通株式	75	250	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月16日 定時株主総会	普通株式	30	利益剰余金	100	平成25年3月31日	平成25年6月17日

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1、2	321,480	31,901,520	—	32,223,000
合計	321,480	31,901,520	—	32,223,000
自己株式				
普通株式（注）1、3	20,023	1,982,277	—	2,002,300
合計	20,023	1,982,277	—	2,002,300

（注）1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加31,901,520株は、株式分割による増加31,888,890株、ストック・オプションの行使による増加12,630株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,982,277株は、株式分割による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	7
	合計	—	—	—	—	—	7

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月16日 定時株主総会	普通株式	30	100	平成25年3月31日	平成25年6月17日
平成25年10月28日 取締役会	普通株式	90	300	平成25年9月30日	平成25年12月5日

（注）当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月15日 定時株主総会	普通株式	120	利益剰余金	4	平成26年3月31日	平成26年6月16日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金・預金勘定	5,776百万円	7,198百万円
担保提供預金	△1,680	△1,950
現金及び現金同等物	4,096	5,248

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び 債務の額	878百万円	－百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

無形固定資産

外国為替取引システム(「ソフトウェア」)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	317	317
1年超	414	97
合計	732	414

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、デリバティブ取引である外国為替証拠金取引の取扱いを主たる事業としており、当社グループの金融商品に対する取組は主に外国為替証拠金取引を営む連結子会社である株式会社マネーパートナーズを通じて実施しております。

顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、株式会社マネーパートナーズが顧客等に対して提示する為替レートに対してインターネットを通じて行われる注文を受け付け、受諾することにより成立します。同社は、これに伴う為替ポジションにより生じる為替変動リスクをヘッジするため、社内規程に基づき銀行、証券会社等のカウンターパーティに対してカバー取引を実施し、外国為替証拠金取引における為替ポジションの偏りを通貨ペア毎にゼロとするよう管理しております。

この事業を行うために必要な資金の調達は、主に銀行借入によっており、その他、カウンターパーティとの間のカバー取引に必要な差入保証金の一部を、金融機関との支払承諾契約に基づく保証状によって代用しております。

また、当社は、有価証券及び投資有価証券を保有しておりますが、持株会社として必要と考えられる手許流動性の水準を考慮しつつ、投資対象の信用や流動性等に関するリスクと投資によるメリットを慎重に検討することとし、投機的な投資は行わない方針であります。

なお、資金の運用は、原則として流動性預金をはじめとする短期の預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

顧客等もしくはカウンターパーティとの外国為替証拠金取引の評価損益であるトレーディング商品（デリバティブ取引）は、先物取引の契約不履行に係る信用リスクに晒されております。また、カウンターパーティ等を相手方とする外国為替証拠金取引の未授受の決済差金である約定見返勘定は、決済の履行に係る信用リスクに晒されております。更に、現金・預金や主に顧客からの預り資産を区分管理するための金銭信託である預託金（顧客区分管理信託）及びカバー取引を行うためにカウンターパーティに差し入れている短期差入保証金（外国為替差入証拠金）は取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

現金・預金、トレーディング商品（デリバティブ取引）、約定見返勘定、預託金（顧客区分管理信託）及び短期差入保証金（外国為替差入証拠金）に加え、外国為替証拠金取引に関する顧客等からの預り証拠金である受入保証金（外国為替受入証拠金）は、外貨建の資産・負債を含んでおり、為替の変動リスクに晒されております。また、短期借入金及びリース債務は、主に金利の変動リスクに晒されております。

受入保証金（外国為替受入証拠金）、短期借入金及び負債に計上される約定見返勘定は、流動性リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合出資金、満期保有目的の債券及び当社グループと業務上の関係を有する企業の株式であり、主に発行体の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、評価損益に係る信用リスクや為替変動リスクに加えて、取引自体が為替ポジションを構成しており、これらは為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの金融商品に係るリスク管理は、主に株式会社マネーパートナーズにおける金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。

このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」（平成19年金融庁告示第59号）に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。

リスク相当額については、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、財務担当部門は毎営業日リスク相当額を算出し、これらが限度枠内に収まっていることを経営企画部門担当取締役等に報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役に報告することにより管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスクについては、毎営業日のカウンターパーティとの差金決済を含めたカバー取引必要証拠金の状況及び顧客区分管理信託の元本追加／解約の状況を財務部門担当取締役等に報告するとともに、これらの1ヶ月間の推移や資金借入等の状況をリスク管理会議や取締役会に報告することにより管理を行っております。

一方、有価証券及び投資有価証券に係るリスク管理は、当社において実施しており、定期的に投資事業有限責任組合の財産の状況並びに債券及び株式の発行体の財務状況等を把握し、取締役会に報告することにより管理を行っております。

また、株式会社マネーパートナーズにおける個々のリスク管理の取組状況等の詳細は、以下のとおりであります。

① 信用リスクの管理

株式会社マネーパートナーズは、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に伴う信用リスクを管理するために、自動ロスカット制度を採用しております。これは、外国為替証拠金取引から生じる為替ポジションの評価損益であるトレーディング商品（デリバティブ取引）、未収もしくは未払のスワップである未収収益もしくは未払費用と預り証拠金である受入保証金（外国為替受入証拠金）を顧客毎に管理し、顧客の損失等により顧客が保有する為替ポジションに対してこれらの純額が一定の水準を下回ると自動的に為替ポジションを成り行き決済により清算するものであり、この制度により顧客に対する信用リスクが生じる可能性の低減を図っております。

カバー取引に伴うトレーディング商品（デリバティブ取引）、約定見返勘定、短期差入保証金（外国為替差入証拠金）及びデリバティブ取引に係るカウンターパーティの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティを慎重に選定するとともに、信用状況等の変化をモニタリングすることによって管理を行っております。また、カバー取引を行うにあたって、差入保証金の一部を金融機関からの保証状で代用することにより、現金による差入保証金の金額を抑制し、信用リスクの低減を図っております。更に、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。

この他、預金取引をはじめとする金融機関の信用リスクに対しては、資金の運用を短期間のものに限定することや取引金融機関の分散によりリスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替変動リスク）の管理

株式会社マネーパートナーズの主たる業務である外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カウンターパーティとの間で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、社内規程に基づき実施され、毎営業日の最終時点での会社全体の為替ポジションの偏りをゼロとすることを義務付け、会社全体及びカバー取引実施担当者毎に一時的に保有できる為替ポジションの数量等に制限をかけることにより為替変動リスクの低減を図っております。また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理のほか、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、カウンターパーティとの決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを行っております。

デリバティブ取引以外の、外貨建資産・負債の為替変動リスクについては、財務担当部門が日次で会社全体の為替ポジションをモニタリングした上で、両替等の取引を通じてポジションの偏りを一定の範囲に収めるよう管理しております。

なお、為替変動リスクに係るリスク相当額は、為替変動リスクに晒されている全ての資産、負債、デリバティブ取引について通貨ごとのネット・ポジションを算出し、その他のすべてのリスク変数を一定と仮定し、外国為替相場が対円で8%当社グループに対して不利に変動した場合の損失額として算出しており、当連結会計年度末における額は2百万円であります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

株式会社マネーパートナーズは、外国為替証拠金取引を行うにあたっての流動性リスクに対応するため、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注）2. 参照）

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	5,776	5,776	—
(2) 預託金 (顧客区分管理信託)	37,434	37,434	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	50	50	0
資産計	43,261	43,262	0
(1) 約定見返勘定	332	332	—
(2) 受入保証金 (外国為替受入証拠金)	39,321	39,321	—
負債計	39,654	39,654	—
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	3,610	3,610	—

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、連結貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権6,622百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務3,011百万円を計上しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	7,198	7,198	—
(2) 預託金 (顧客区分管理信託)	41,645	41,645	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	45	45	0
その他有価証券	10	10	—
資産計	48,899	48,900	0
(1) 受入保証金 (外国為替受入証拠金)	44,348	44,348	—
負債計	44,348	44,348	—
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	3,426	3,426	—

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、連結貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権6,955百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務3,529百万円を計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金（顧客区分管理信託）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

市場価格のない満期保有目的の債券は、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっており、投資信託は、公表された基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 受入保証金（外国為替受入証拠金）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	58	3
投資事業有限責任組合出資金	165	145

これらについては、時価を把握することが極めて困難と認められるもの、もしくは時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものであることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)
現金・預金	5,776	—	—
預託金 (顧客区分管理信託)	37,434	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	5	40	5
合計	43,216	40	5

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)
現金・預金	7,198	—	—
預託金 (顧客区分管理信託)	41,645	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	10	35	—
合計	48,854	35	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	50	50	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	50	50	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		50	50	0

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	45	45	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	45	45	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		45	45	0

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日）

時価を把握することが極めて困難な有価証券のみを保有しているため、該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	10	9	0
	小計	10	9	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
	合計	10	9	0

(注) 時価を把握することが極めて困難な有価証券については、上表に含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	57	2	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	10	0	—
合計	68	3	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

前連結会計年度（平成25年3月31日）

取引の種類	契約額等（百万円）		時価等（百万円）		評価損益（百万円）
		うち1年超	時価ベースの想定元本（注2）	評価額	
外国為替証拠金取引					
売建	261,838	—	261,506	332	332
買建	258,239	—	261,506	3,267	3,267
合計	—	—	—	3,599	3,599

(注) 1. 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

2. 外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

取引の種類	契約額等（百万円）		時価等（百万円）		評価損益（百万円）
		うち1年超	時価ベースの想定元本（注2）	評価額	
外国為替証拠金取引					
売建	156,383	—	157,351	△968	△968
買建	152,970	—	157,351	4,381	4,381
合計	—	—	—	3,413	3,413

(注) 1. 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

2. 外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
販売費・一般管理費の人件費 の株式報酬費用	3	1

2. 権利不行使による失効に係る利益計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
特別利益の新株予約権戻入益	—	0

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員34名	当社の従業員 3名	当社の監査役 1名 当社の従業員 1名
ストック・オプションの付 与数 (注1、3)	普通株式 591,000株	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株
付与日	平成17年 7月 1日	平成17年10月 3日	平成18年 2月 13日
権利確定条件 (注2)	付与日 (平成17年 7月 1日)以降、権利確定日 (平成19年 6月 28日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日 (平成17年10月 3日)以降、権利確定日 (平成19年10月 3日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日 (平成18年 2月 13日)以降、権利確定日 (平成20年 2月 13日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間 (注2)	自平成17年 7月 1日 至平成19年 6月 28日	自平成17年10月 3日 至平成19年10月 3日	自平成18年 2月 13日 至平成20年 2月 13日
権利行使期間	自平成19年 6月 29日 至平成27年 6月 28日	自平成19年10月 4日 至平成27年10月 3日	自平成20年 2月 14日 至平成27年10月 3日

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員45名	当社の取締役2名 当社の従業員2名	当社の取締役5名 当社の従業員18名
ストック・オプションの付与数（注1、3）	普通株式 477,000株	普通株式 1,080,000株	普通株式 360,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年9月15日	平成18年10月13日
権利確定条件（注2）	付与日（平成18年4月28日）以降、権利確定日（平成20年4月28日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日（平成18年9月15日）以降、権利確定日（平成20年9月15日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日（平成18年10月13日）以降、権利確定日（平成20年10月13日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間（注2）	自平成18年4月28日 至平成20年4月28日	自平成18年9月15日 至平成20年9月15日	自平成18年10月13日 至平成20年10月13日
権利行使期間	自平成20年4月29日 至平成28年4月28日	自平成20年9月16日 至平成28年8月17日	自平成20年10月14日 至平成28年8月17日

	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役3名	当社の従業員23名 当社子会社の従業員84名
ストック・オプションの付与数（注1、3）	普通株式 60,000株	普通株式 455,500株
付与日	平成18年10月30日	平成23年9月30日
権利確定条件（注2）	付与日（平成18年10月30日）以降、権利確定日（平成20年10月30日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日（平成23年9月30日）以降、権利確定日（平成25年9月30日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間（注2）	自平成18年10月30日 至平成20年10月30日	自平成23年9月30日 至平成25年9月30日
権利行使期間	自平成20年10月31日 至平成28年8月17日	自平成25年10月1日 至平成33年9月29日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当連結会計年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておられません。会社法の施行日以後に付与されたストック・オプションについては、新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。また、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションについても、会社法の施行日以後に付与されたものに準じて権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。
3. 平成19年1月1日付で1株につき10株、平成20年1月1日付で1株につき3株、平成25年10月1日付で1株につき100株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	81,000	45,000	111,000	279,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	12,000	15,000	48,000	—
失効	—	—	—	12,000
未行使残	69,000	30,000	63,000	267,000

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	391,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	20,500
権利確定	—	—	—	370,500
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,008,000	297,000	45,000	—
権利確定	—	—	—	370,500
権利行使	—	—	—	—
失効	—	54,000	—	5,000
未行使残	1,008,000	243,000	45,000	365,500

(注) 平成25年10月1日付で1株つき100株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利行使価格	(円)	110	200	200	300
行使時平均株価	(円)	248	262	290	—
付与日における公正な評価 単価	(円)	—	—	—	—

		第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格	(円)	300	300	300	313
行使時平均株価	(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価 単価	(円)	0	0	0	19.79

(注) 平成25年10月1日付で1株つき100株の株式分割を行っており、権利行使価格、行使時平均株価及び付与日における公正な評価単価は、分割後の額に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの本源的価値の合計額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
ストック・オプションの 本源的価値の合計額	19	13

7. 権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
ストック・オプションの 本源的価値の合計額	—	6

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1百万円	32百万円
賞与引当金	7	20
貸倒引当金	0	0
投資有価証券	1	3
長期差入保証金	3	3
繰越欠損金	14	8
連結会社間内部利益消去	17	12
その他	9	8
繰延税金資産小計	54	90
評価性引当額(※)	△14	△8
繰延税金資産合計	40	81
繰延税金負債		
未収事業税	△0	△0
その他有価証券評価差額金	△3	△3
連結会社間内部損失消去	△0	△0
繰延税金負債合計	△3	△3
繰延税金資産の純額	36	78
(※) 評価性引当額の税金の種類別内訳		
住民税	△5	△3
事業税	△8	△5

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	14百万円	55百万円
固定資産－繰延税金資産	22	22

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	0.4
株式報酬費用	0.7	0.1
住民税均等割	2.7	0.5
評価性引当額の増減	7.3	△0.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	0.4
その他	△0.2	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.2	39.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は3百万円減少し、法人税等調整額が3百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

金額的重要性が低いため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、インターネットを介して個人顧客もしくは金融商品取引業者等に対して外国為替証拠金取引をはじめとする投資・金融サービスを提供する「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占めるトレーディング損益(外国為替取引損益)は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占めるトレーディング損益(外国為替取引損益)は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占めるトレーディング損益(外国為替取引損益)は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占めるトレーディング損益(外国為替取引損益)は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	白水克紀	—	—	当社取締役	(被所有)直接 0.2	—	ストック・オプションの権利行使	9	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上記「ストック・オプションの権利行使」取引は、平成18年2月13日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495	証券事業	(被所有)直接 10.9	外国為替証拠金取引システムのホワイトラベル提供	トレーディング収益 (注3)	△2,250	—	—
							支払手数料	940	—	—

(注) 1. 上記には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

外国為替証拠金取引システムのホワイトラベル提供は、一般の取引条件と同様の外国為替証拠金取引サービスを提供することを通じて得られる利益を、双方の提供資源やリスク負担等を勘案した上で、これらに見合った割合で按分することとなるよう支払手数料の金額を決定しております。

3. 楽天証券株式会社とのホワイトラベル提供に係る外国為替証拠金取引による収益であります。連結損益計算書の営業収益を構成するトレーディング損益は、楽天証券株式会社を含めた顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、当該金額の大小と連結損益計算書の営業収益を構成するトレーディング損益の金額の大小に直接の因果関係はありません。

4. 楽天証券株式会社とのホワイトラベル提供は、平成25年2月16日をもって終了しております。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	322.69円	340.31円
1株当たり当期純利益金額	3.18円	21.99円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3.17円	21.93円

(注) 1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	95	663
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	95	663
普通株式の期中平均株式数(株)	30,145,700	30,181,207
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	21,700	80,874
(うち新株予約権に係る増加数)	(21,700)	(80,874)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 45,000株 第3回新株予約権 111,000株 第4回新株予約権 279,000株 第5回新株予約権 1,008,000株 第6回新株予約権 297,000株 第7回新株予約権 45,000株 第9回新株予約権 391,000株 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。	第4回新株予約権 267,000株 第5回新株予約権 1,008,000株 第6回新株予約権 243,000株 第7回新株予約権 45,000株 第9回新株予約権 365,500株 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	600	0.6	—
1年以内に返済予定のリース債務	172	174	1.2	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	617	442	1.2	平成29年～30年
合計	789	1,217	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	176	178	86	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	1,569	2,749	3,891	5,257
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	412	607	765	1,092
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	247	366	463	663
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	8.21	12.17	15.35	21.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.21	3.95	3.19	6.64

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	601	724
有価証券	5	10
前払費用	8	8
未収入金	46	286
未収収益	47	48
繰延税金資産	4	6
その他	0	0
流動資産計	※1 713	※1 1,083
固定資産		
無形固定資産	3	2
商標権	3	2
投資その他の資産	3,401	3,325
投資有価証券	269	194
関係会社株式	3,130	3,130
繰延税金資産	—	0
その他	1	1
固定資産計	3,404	3,328
資産合計	4,117	4,411
負債の部		
流動負債		
未払金	10	13
未払費用	34	27
未払法人税等	34	278
未払消費税等	4	4
預り金	8	5
賞与引当金	4	13
流動負債計	※1 95	※1 342
固定負債		
繰延税金負債	1	—
固定負債計	1	—
負債合計	97	342
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,786	1,793
資本剰余金		
資本準備金	1,862	1,869
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,220	1,253
自己株式	△860	△860
株主資本合計	4,009	4,056
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5	5
評価・換算差額等合計	5	5
新株予約権	5	7
純資産合計	4,020	4,068
負債純資産合計	4,117	4,411

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	57	137
経営指導料	493	493
その他の営業収益	0	0
営業収益計	※1550	※1630
営業費用		
販売費・一般管理費	※2489	※2482
営業費用合計	※1489	※1482
営業利益	61	147
営業外収益	9	32
営業外費用	27	18
経常利益	43	161
特別利益		
投資有価証券売却益	—	3
新株予約権戻入益	—	0
特別利益計	—	3
税引前当期純利益	43	165
法人税、住民税及び事業税	△0	15
法人税等調整額	12	△3
法人税等合計	11	11
当期純利益	31	153

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	1,786	1,862	1,264	△860	4,052
当期変動額					
剰余金の配当			△75		△75
当期純利益			31		31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△43	－	△43
当期末残高	1,786	1,862	1,220	△860	4,009

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△2	2	4,052
当期変動額			
剰余金の配当			△75
当期純利益			31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	3	11
当期変動額合計	8	3	△31
当期末残高	5	5	4,020

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,786	1,862	1,220	△860	4,009
当期変動額					
新株の発行	6	6			13
剰余金の配当			△120		△120
当期純利益			153		153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6	6	32	-	46
当期末残高	1,793	1,869	1,253	△860	4,056

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5	5	4,020
当期変動額			
新株の発行			13
剰余金の配当			△120
当期純利益			153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1	1
当期変動額合計	0	1	48
当期末残高	5	7	4,068

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎にし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

財務諸表等規則第85条に定める販売費・一般管理費のうち主要な費目及び金額の注記については、同条第2項の改正に従い、主要な費目及び金額を注記しております

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	92百万円	333百万円
短期金銭債務	0	0

2 保証債務

連結子会社である株式会社マネーパートナーズの外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾に対して、連帯保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
保証債務残高	一百万円	一百万円
債務保証の極度額	5,600	6,500

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	550百万円	630百万円
営業費用	37	36

※2 販売費・一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
人件費	354百万円	324百万円
(うち賞与引当金繰入額)	(4)	(13)
事務費	57	88
減価償却費	0	0

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度並びに前事業年度の貸借対照表計上額は共に3,130百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	0百万円	0百万円
賞与引当金	1	4
投資有価証券	1	3
繰越欠損金	14	8
その他	2	0
繰延税金資産小計	19	18
評価性引当額(※)	△14	△8
繰延税金資産合計	5	9
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3	△3
繰延税金負債合計	△3	△3
繰延税金資産の純額	2	6
(※) 評価性引当額の税金の種類別内訳		
住民税	△5	△3
事業税	△8	△5

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	0.7
株式報酬費用	3.1	0.3
受取配当金益金不算入	△50.1	△31.6
住民税均等割	2.8	0.7
評価性引当額の増減	32.3	△3.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	0.2
その他	△0.4	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.8	7.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は0百万円減少し、法人税等調整額が0百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
無形固定資産	商標権	3	0	—	0	2	—
	計	3	0	—	0	2	—

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	4	13	4	13

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	— — — —
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL http://www.moneypartners-group.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月17日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

平成25年6月17日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成25年9月5日関東財務局長に提出。

事業年度（第8期）（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

平成25年9月5日関東財務局長に提出。

事業年度（第9期）（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(4) 四半期報告書及び確認書

（第10期第1四半期）（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）平成25年7月30日関東財務局長に提出。

（第10期第2四半期）（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）平成25年10月28日関東財務局長に提出。

（第10期第3四半期）（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日）平成26年1月31日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

平成25年6月17日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会の議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年6月16日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会の議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月11日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野根 俊和 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マネーパートナーズグループの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社マネーパートナーズグループが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月11日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野根 俊和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。